

6月19日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、10番、本村良治議員の発言を許します。

○10番（本村良治君） 登壇

傍聴席の皆さん、おはようございます。きょうは、朝早くから議会傍聴においでいただきましてありがとうございます。私は、議席番号10番の本村良治です。さきに通告した3点について質問を行ってまいります。

まず、項目1、子どもの貧困について。

子どもの貧困については、マスコミ等で最近よく取り上げられている。貧困世帯の保護者の多くは、必要な支援を受ける方法すら知らない場合が多い。一方、現在の支援の中心は、生活保護などの既に支援を受けている世帯を中心にしたものになっている。その前に、支援を受けられない多くの貧困家庭ご自身が苦しんでいる。

そのために従来の画一的で受け身的な相談事業にとどまらず、ケースワーカーや民生委員・児童委員とともに連携したアウトリーチ手法による積極的な貧困世帯へのアプローチ方法の検討と子どもの状況をいち早く把握できる学校現場と福祉部との連携がとても重要になってくる。

始良市において、行政や教育委員会が現在、子どもの貧困解消についてどのような取り組みをしているか、その現状と、今後どのような施策を展開していくかを問う。

要旨1、貧困率について説明せよ。

要旨2、10年前と比較すると貧困率はどのように推移しているか。

要旨3、その社会的要因をどのように分析しているか、具体的に説明せよ。

要旨4、現在、市及び教育委員会は子どもにどのような支援を行っているか。

要旨5、現在、支援を受けている家庭以外の貧困家庭に対して、どのような支援や配慮を行っているか。

要旨6、子どもの貧困についての情報をキャッチするために、福祉部と教育委員会はどのように連携をとっているか。

要旨7、連携の方法を具体的に説明せよ。

要旨8、貧困解消のために、今後どのような施策を展開していくか、具体例を挙げて説明せよ。

項目2、特別支援教育について。

特別支援教育が学校現場に導入されて久しいが、その成果と今後の課題克服へ向けた支援教育の方向性を問う。

要旨1、支援員配置の目的を説明せよ。

要旨2、支援員の学校における配置状況を説明せよ。

要旨3、支援員の報酬について国からどのような財政措置がなされているか、具体的に説明せよ。

要旨4、支援員を配置した成果を具体的に説明せよ。

要旨5、支援員1人当たりの年間所得は幾らか。

要旨6、今後、学校から増員の要望が出たらどのように対応するか。

要旨7、現在、学校現場で特別支援教育を推進して、どのような課題があるか。

要旨8、支援員の勤務実態はどのようになっているか。

項目3、農業・農協改革について。

新聞報道によるとTPP交渉が大詰めになってきた。昨年からの農協改革も山場を迎え、ほぼ改革の全容が明らかになってきた。

要旨1、農協改革の概略を説明せよ。

要旨2、農協改革の中で全農は農協法から削除された。そのことによってどのようなメリットあるいはデメリットが予想されるか、具体例を挙げて説明せよ。

要旨3、農家への影響はどうか。

要旨4、減反政策と農協改革はどのようなつながりがあるか。

要旨5、農協改革が地域と農業へどのような影響を与えるか。

要旨6、農協改革により農家の所得はどのようになるか。

要旨7、TPP交渉の山場で、米の輸入枠拡大が大きな課題になっている。枠の拡大が決定したら、日本の農業にどのような影響を与えるか。

要旨8、今回の農協改革により農業の活性化の方向性はどうか。

2回目の質問は、一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の特別支援教育についてのご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の子どもの貧困についての1点目のご質問にお答えいたします。

貧困率とは、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出されたもので、国民所得の平均値の半分に満たない所得の低い経済的に厳しい状況にある人が、全人口に占める割合のことであると理解しております。

なお、子どもの貧困率は、世帯の可処分所得を世帯員の平方根で割って調整した所得である、等価可処分所得の中央値の半分の額に満たない17歳以下の子どもが、17歳以下の子ども全体に占める割合で表しております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

子どもの貧困率の推移は、厚生労働省が、3年おきに実施している国民生活基礎調査において、平成15年が13.7%、24年が16.3%と徐々に増加してきております。

平成24年の内訳としまして、子どもがいる現役世帯での貧困率は15.1%となっており、そのうち大人2人以上の世帯の貧困率は12.4%、大人が1人の世帯では54.6%と高い状況となっております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

子どもを養育している貧困世帯の増加の要因としましては、近年の労働環境の変化による非正規雇

用者の増加により、安定した生活ができない状況が貧困率を押し上げている一因ではないかと考えております。

昨年策定された子どもの貧困対策に関する大綱では、子どものいる現役世帯での大人1人世帯の親の就業率は母子世帯で80.6%であり、そのうち非正規雇用が約半数の47.4%となっており、保護者の雇用形態が影響を及ぼしているものと推測しております。

4点目と5点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

市長部局におきましては、現在、ひとり親家庭等医療費助成事業、児童扶養手当給付事業、授産施設措置事業、母子・父子家庭自立支援給付金事業、認可保育所における保育料の軽減措置などを実施しております。さらに、市独自の子育て支援策として、子ども医療費助成事業を実施しております。

教育委員会におきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助、公立幼稚園における保育料の軽減措置などを実施しております。

また現在、支援を受けていない家庭が必要な経済的支援を受けるための準要保護児童生徒援助費の情報を年度末には広報紙により、年度はじめには市内全校の児童生徒に就学援助申請の文書を配布するとともに、PTAや学校だよりなどでもお知らせしております。

市といたしましては、今後もこれらの支援事業を継続して実施することにより、子どもが安心して健やかに育成される環境の整備に努めてまいります。

6点目と7点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、生活が困窮していると思われる子どもの把握については、保育所、幼稚園、小・中学校、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などからの情報をもとにケース会議を開き、それぞれのケースに応じた支援を実施しております。

特にスクールソーシャルワーカーは、加治木、始良、蒲生の3地区に配置されており、不登校や休みがちな子ども、衣服の汚れた子どもなど、気になる子どもの情報をいち早く保健福祉部に情報提供することとしており、家庭児童相談などにつなげております。

8点目のご質問についてお答えいたします。

生活困窮世帯の貧困解消を図っていくために、現在も行っております民生委員・児童委員からの情報提供やスクールソーシャルワーカーとの連携による家庭の貧困や虐待等への対応をさらに進めてまいります。

また、本年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業としまして、生活困窮者に対して個々のニーズに応じた支援計画を策定することにより、生活困窮者の状況にあわせた個別的な支援を進めてまいります。

子どもたちの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが、何より重要であると考えておりますので、今後とも教育委員会と連携して子どもの貧困対策を進めてまいります。

次に、3問目の農業・農協改革についての1点目のご質問にお答えいたします。

農協改革関連法案については、ご承知のとおり、現在国会において審議中であります。主な内容としましては、全国農業協同組合中央会を一般社団法人に移行し、地域農協に対する監査を廃止し、代わって公認会計士による監査を義務づけること、また、地域農協の理事の過半数は認定農業者または農畜産物の販売、法人の経営など、実践的な能力を有する者とするなどが盛り込まれているよう

であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

メリットにつきましては、一般論として全国農業協同組合中央会を一般社団法人に移行することにより、地域の農協が地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を生かして積極的に取り組めると言われております。

3点目、5点目、6点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

今回の改正では、地域農協が自由な経済活動により農業所得の向上に積極的に取り組むことができる組織へと変化させるための環境を整備するとされております。

今後、農協の本業である農産物の販売、生産資材の購入などの経済事業における意識改革や競争力を促すことにより、農業者の事業環境が改善され、農家所得の向上が図られるのではないかと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

国は、平成30年産を目途に、主食用米の生産調整を行政の生産数量目標の配分に頼らなくても生産者らを中心に需要に応じた米を生産できるように検討しております。今後、農協においては、地域の実情に応じた水田農業に取り組まれるものと考えております。

7点目のご質問についてお答えいたします。

TPPにつきましては、現在、国において関係国と交渉中であることから、現時点での答弁は控えさせていただきます。

8点目のご質問についてお答えいたします。

国においては、米の生産調整を初めいろいろな農業施策を展開してまいりましたが、農業生産額の減少と高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加など、構造的な問題が顕在化し、農業の活性化は待ったなしの課題とされております。

市といたしましては、意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境づくりに、今後も農協と連携しながら農業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の特別支援教育についての1点目のご質問にお答えいたします。

特別支援教育は、平成18年度の学校教育法の一部改正に基づき、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な教育、いわゆる特別支援教育を行うことが明確に位置づけられました。

これに伴い、障がいのある児童生徒に対する日常生活上の介助や、発達障がい児に対する学習支援を行う特別支援教育支援員が全国の各市町村の学校に配置されるようになりました。

2点目のご質問についてお答えいたします。

特別支援教育支援員に係る財政措置については、これまでも1校当たり1人の交付税措置がなされております。

本市におきましては、小・中学校22校に22人分の措置となっているところですが、学校の要望により、学校数を上回って配置しておりますので、その分については一般財源措置を行っております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本市の各・小中学校の特別支援教育支援員の配置状況については、合併当初の平成22年度から小・中学校に必要な数を配置しております。

昨年度は小・中学校14校に28人の特別支援教育支援員を配置しておりましたが、今年度は小・中学校17校に34人の特別支援教育支援員を増員して配置しており、校長の指導の下、個別の指導計画に基づき、子どもの実態に応じたきめ細やかな支援が進められ、特別支援教育の充実に寄与しております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

特別支援教育支援員を小・中学校に配置したことにより、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対し、授業中の学習支援や生活自立ができていない児童への食事や排泄等の生活介助、また肢体不自由児の移動介助等を行うことが可能になっております。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒の学校行事等への参加や、授業を受ける際の安全確保においても、重要な役割を担っています。特別支援教育支援員が、学級担任や教科担任等と連携を図ることにより、特別な支援を要する児童生徒が教育的ニーズに応じた支援を受け、楽しく安全に学校生活を送る環境が整っております。

5点目と8点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

特別支援教育支援員は、学校職員の勤務時間に準じて1日7時間45分の勤務時間で月14日、年間11か月の勤務で、日額6,000円、年額92万4,000円となっております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

学校の特別支援教育支援員配置への要望については、配置を希望する小・中学校に対し、実態把握のための学校訪問を行い、支援を必要とする児童生徒や校内支援体制などについて把握するとともに、在籍児童生徒の障がいの状態や特性を踏まえた上で配置数を決定しております。

今後の配置に係る要望については、児童生徒の状況を把握し、必要な対応を検討してまいります。

7点目のご質問についてお答えいたします。

特別支援教育推進上の課題については、特別支援教育を取り巻く社会の変化として、インクルーシブ教育の考え方を踏まえ、就学指導の進め方や障がいのある児童生徒の教育のあり方の方向性が示されており、今後も小・中学校における特別な支援を必要とする児童生徒が増加することが予想されます。

また、教職員と保護者が子どもの目指す姿を共有し、学校での支援内容等について共通理解を図りながら、子どもの障がいの特性に応じた支援を充実させることが重要であるため、校長のリーダーシップの下、校内支援体制を整備するとともに、全校支援体制の更なる充実が求められます。

教育委員会といたしましては、今後も学校、幼稚園、保育園、保健福祉部等の各関係機関と連携しながら、特別支援教育の推進に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○10番（本村良治君）では、2回目、順を追って進めてまいります。

まず、子どもの貧困問題について、要旨4にかかわって、要保護世帯と準要保護世帯の違いはどこで線引きするのか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君）お答えいたします。

要保護世帯は、生活保護法の規定に該当する要保護者で教育扶助を受けている者をいいます。また、準要保護者というのは、生活保護世帯に準ずる程度で困窮していると認められる世帯の児童及び生徒をいうというふうになっております。

○10番（本村良治君） この要保護と準要保護の違いは税金の関係はありますか。

○議長（湯之原一郎君） 税金の関係はありますか。（「ちょっと打ち合わせ」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

（午前9時26分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時27分開議）

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

要保護と準要保護との線引きの中で、準要保護の認定基準というものがございます。

その基準につきましては、生活保護法に基づく保護の停止または廃止の状況、それから市町村民税、いわゆる税金とおっしゃいましたけども、につきましては非課税ということでございます。

それから、児童扶養手当の支給を受けていること、それから学校納付金の納付状況の悪い方、朝食、被服等が悪い方、または学用品・通学用品等に不自由をしている方などで、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる方、それから保護者の職業が不安定で、いわゆる生活状態というものが悪いというふうに認められている方というようなことが基準として示されているところでございます。

○10番（本村良治君） では、両方とも、準要と、年間に幾らずつ支給されていますか、金額は。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 就学援助支給状況でございますが、小学校の1年生から5年生まで1万662円、6年生が2万5,542円。中学校の1年生と3年生が1万1,796円、2年生が4万9,976円。

それから、準要保護世帯が、1年生、新入学生ですが、6万9,152円、2年生から5年生までが5万1,280円、6年生が6万6,160円、中学1年生が10万1,470円、2年生が11万8,280円、3年生が7万9,070円となっております。

このように金額が違うのは、小学校・中学校1年生の場合は新入学用品費というのが新たに入っております。また、小学校6年生と中学校2年生は修学旅行費が支給されている関係で、このようにふえている関係でございます。

以上です。

○10番（本村良治君） 教育補助の中には、小学校の武道の用具の件はどうなっていますか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 武道に使う費用でございますが、今回武道必修化に伴う補助といたしまして、体育実技用具費という名目で、柔道に関しては3,000円から4,000円、それから剣道に関しては一応学校のほうで全ての武具がそろっておりましたので、手拭い代だけ100円ということで準備をしているところでございます。

以上です。

○10番（本村良治君） 答弁書の6ページ、ケースワーカー会議、これは年間で何回ぐらいされていますか。年間で開催回数。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） ケース会議等につきましては、少し小さなものから、しっかりたくさんの人を集めてするケース会議もいろいろあるわけですが、スクールソーシャルワーカーを含めて関係機関との会議を行った回数が、平成26年度の記録には151回というふうになっております。

不登校・ネグレクト等について関係機関と連携を図って対応したケース、それから問題行動があり、不登校状態にある生徒・保護者へ対応したケース、それから家庭環境に課題を抱える児童生徒・保護者への対応したケース、このようになっております。

○10番（本村良治君） 今、ケースワーカー会議の回数はわかりましたが、あとケースワーカー会議の内容はどの程度、オープンにできるものがあれば具体例を紹介してください。具体例。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 一例を紹介したいと思うんですが、いつも雨戸を閉め切った状態で、例えば子どもたちの中で洗濯をしていない衣服を着て来た者、それから校納金の未納が続いている状態の子と、それから家庭訪問の際に家の中が非常に散らかりをかなり感じたり、それから朝ご飯を食べていない状況がずっと続いているというような状況の場合に、生活困窮が感じられて訪問したというようなケースがございます。

○10番（本村良治君） 今後、貧困解消にどのように今度施策を展開するか、教育長、それで見解を、貧困解消のための答弁をお願いします。

○教育長（小倉寛恒君） 貧困解消というのは、日本が近代国家になって、明治維新以降、日本の社会に貧困が絶えたことがないわけです。戦後、特に高度経済成長以降に、一時期、一億総中流という意識が芽生えてきました。これは、何となく、そういった日本人が錯覚に陥った時代であったわけですが、それでもやっぱり日本の貧困というのは変わらないわけです。

そういう中で、特にバブルがはじけた平成4年に58万世帯という生活保護世帯であったのが、今日260万世帯と。200万世帯以上ふえてきているわけであるわけです。本当の貧困という言葉が社会に出てきたのが平成20年。いわゆる日比谷公園に、年越し派遣村みたいなのができたころから貧困という言葉がいっぱい出てくるようになって、国民の意識の中に芽生えてきたわけです。

ところが、じゃあ、その解決策というのはどういふのがあるかということ、国のレベルでやるものと、それから地方自治体、都道府縣市町村が行うものと二通りあると思うんですけど、国の段階では社会保障の充実、特にそういった父親を亡くした世帯の遺族費の支給とか、あるいは学習費の軽減措置とか、そういったものは賄われることは必要であろうし、都道府縣市町村では国の政策に基づいて、それを着実に実行していくという手だて、先ほど市長の答弁にもありましたように、着実にそれを実行していく手だてというのが大事なんだろうと思います。

いずれにしても、こういった子どもの貧困の連鎖というのは、かつては、「子はかすがい」という

ことで、子どもの成長のために踏みとどまった離婚というのが、今は容易にそれが進んでいくと。始良市にも、かなりそういったひとり親家庭というのがふえてきている状況がございます。

加えて、先ほど答弁にもありましたように、非正規雇用の状況で、この状態というのはますますふえていく可能性というのは非常に大きいと思います。

解決策というのがあるとするれば、それは子どもには自立を目指させる。始良市の教育の目標は、自立です。生涯にわたって自立していくという、子どもたちにそういったものの意識を持たせる。社会や国家から何かを受けるということじゃなくて、社会や国に何を還元していくかと、そういう意識を持たせて育てていくということが大事だろうと思います。しかし、それには相応の教育費の軽減というものは、やっていく必要があるだろうと、そういうふう考えております。

○10番（本村良治君） 続いて、市長もお願いします。市長、見解を、今後の。

○市長（笹山義弘君） 抜本的といいますと、国の制度、北欧諸国におきましては、高負担・高福祉を実現しておられます。究極はそういうことで、負担を等しく担って、そして受ける子どもたちは平等にということであれば、高負担・高福祉を目指すことが究極だろうと思いますが、日本の現状では、なかなかそこまで踏み込めないということでもありますから、現制度の中で、どのようにそれを推進していくかということについては、それぞれの立場で考えていく必要があるだろうというふうに思います。

○10番（本村良治君） では、項目2に移ります。

まず、要旨1にかかわって、文科省が特別支援教育学校教育を明確に位置づけたのは、いつからですか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

平成18年の6月に学校教育法等の改正が行われまして、平成19年4月から障害のある児童生徒の教育の充実を図るために、小中学校等に在籍する教育上特別な支援を要する児童生徒等に対して適切な教育を行うことが義務づけられたということがございます。そのときに、小中学校において、障害のある児童生徒に対して食事、排泄、教室の移動補助、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりする特別支援教育支援員の活用が障害に応じた適切な教育を実施する上で一層充実をしていこうということで、そのようになったところがございます。

○10番（本村良治君） それで、今までどうして明確な位置づけがなかったのですか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 今、申し上げた理由によってなったわけですが、障害を抱える児童生徒が、確かにここ最近ふえてまいりまして、増加して、手厚く対応することの重要性が叫ばれるようになったので、前も大事にしてなかったということではないんですけれども、一層重要視されるようになったということがございます。

○10番（本村良治君） では、文科省の全国調査によると、県・市の平均はどれくらいになりますか。

支援教育の該当児童の数は。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

県・市の状況なんですけれども、各学校によりまして、児童生徒の、そういう特別に支援を要する子どもたちの様相が全く個々で違ってございまして、平均というようなことは、ちょっと出していないところでございます。

通常の学級に在籍して特別な支援が必要であると判断する児童生徒に対して、学校の要望も鑑みながら、個々に支援員を配置しているという考えでございます。

○10番（本村良治君） 今現在、一般会計からの持ち出しは幾らになっていますか。

○教育部長（久保博文君） 支援に対する持ち出し分ということでございますけれども、いわゆるこれ平成26年度の普通交付税の算定において、考えていうか、算定するものでございますけれども、小中学校に配置の支援員の設置に伴います基準財政需要額の算入額がおよそ3,000万円ということでございますので、本市におきましては3,234万円ですので、およそ234万円程度は持ち出しをしているということになります。

○10番（本村良治君） 支援員の待遇を改善する考えは、ありませんか。（「支援員の改善対策」と呼ぶ者あり）待遇改善。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 特別な支援を要する児童生徒数の増加に伴う各学校からの要望数というのがふえていく状況でございまして、それを充足するために支援員を確保していくわけなんですけれども、現段階では数をふやしていく方向で状況としてはなっていますので、なかなか待遇改善というところまではなかなか難しいところではないかと考えております。

○10番（本村良治君） では、もう一つ突っ込んでいきます。

クラスの中に該当児童が複数いる場合は、どんな対応をなされていますか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

クラスの中に該当する児童が複数以上いる場合は、どのように対応するのかという内容でございますけれども、支援員は1人の児童生徒に支援している場合と複数の子どもに対応している場合とがございまして、学級に複数いる場合でも、現在のところ、十分対応できているというふうに考えております。

以上です。

○10番（本村良治君） 支援員と担任の間で、こういう共有時間が、勤務時間が超過することはないですか。勤務時間超過。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 支援員の勤務時間は、8時15分から4時45分までとな

っておりまして、それを超過することはございません。

○10番（本村良治君） では、これで終わります。

○議長（湯之原一郎君） これでは本村良治議員の一般質問を終わります。

次に、18番森川和美議員の発言を許します。

○18番（森川和美君） 登壇

今回は、早速質問に入っていきたいと思います。

3問通告しておりますので、順次質問してまいります。

1番目が、子ども・子育て支援新制度についてでございます。

本年4月から始まった子ども・子育て支援新制度によって、本市の待機児童状況はゼロに近づいたのかどうか、お知らせください。

認可保育所の利用要件が緩和され、パートタイムで働く人や求職活動中、さらに育児休業中の人も利用が可能になったはずであります。本市は、これらの全ての保護者を組み込んで、今回の制度に進めていかれたのか。

政府の子ども・子育て会議で、パート労働の人が認可保育所などを利用するための最低限必要な就労時間が月48時間から64時間と決まっております。この範囲内で自治体が独自の利用要件の基準を定められるはずですが、本市の内容は、そのほかも含めてどのように決定したのか、お知らせください。

2番目、在宅介護の充実についてでございます。

近年、少子化や核家族化によって家族が小単位になり、10代、20代の子どもや若者が家族を介護する事例、また正反対に、いわゆるお年寄りがお年寄りを介護する老老介護の世帯もふえ続けているとの報道が盛んにあります。さらに、こうした家族構成の変化により、介護離職する働き盛りの男性の増加もあるとされております。

そこで、3点ほどお尋ねいたします。

1点目、このような実態が本市にもあるのかどうか。あるとするならば、今後どのような施策、支援が必要と考えるか、お知らせください。

2番目、認知症介護者の実態は、どうでしょうか。

3番目、家庭での介護者は、物・心身ともに負担が大きい。介護者への支援を今後さらに充実すべきと考えるが、どのようにお考えでしょうか。

最後の3点目、4月からスタートした3公共施設等についてでございます。

4月1日から松原なぎさ小学校・消防本部庁舎・給食室別棟、三叉の給食センターでございますが、すばらしい3施設が完成しましてスタートしておるわけですが、これらの施設の現状と課題があれば、お示しを願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

森川議員のご質問にお答えいたします。

1問目の子ども・子育て支援新制度についてのご質問にお答えいたします。

核家族化の進展、共働き家庭の増加、働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、待機児童の解消を大きな柱とした子ども・子育て支援新制度が本年4月から始まりました。

市といたしましても、新制度への移行を受け、市子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業の推進を図ってまいります。

認可保育所等の待機児童の状況については、本年4月1日現在で29人となっております。

平成26年度に認可保育所の新設が2園、幼稚園から認定こども園への移行が3園、認可外保育所から認定こども園への移行が1園と、量的拡大を図っておりますが、入所児童数の増加により現時点では解消に至っていないところであります。

国におきましては、平成29年度末までに待機児童の解消を目指しており、本市におきましても、事業計画期間において教育・保育施設の需要量及び確保の方策を設定し、利用者の状況や希望に沿って適切な利用が可能となるように努めてまいります。

次に、本市における認可保育所等の利用要件については、就労形態の多様化に対応するため、就労時間に関しては保育標準時間（11時間）利用を月120時間以上、保育短時間（8時間）利用をパートタイムの方でも利用できるように下限を48時間と設定しております。

また、求職活動中における保育の必要性の認定については、その期間を雇用保険の失業給付日数の支給日数が90日となっていることを踏まえ、60日間から上限の90日間に延長し、さらに育児休業中の保育利用の対象者をゼロ歳児から受け入れることにいたしました。これらの要件の変更により、これまで入所要件に該当しなかった方も利用できるように改善されるものと考えております。

次に、2問目の在宅介護の充実についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の高齢者介護の状況としましては、第6期介護保険事業計画を策定する中で実施しました高齢者実態調査において、主に介護をしている方は、65歳から74歳までが14%、75歳から84歳までが14%、85歳以上が12.3%、65歳未満が48.8%となっており、65歳以上と65歳未満がほぼ同じ割合となっております。

また、総務省の調査によりますと、平成19年から24年の5年間に全国で43万9,300人の方々が介護を理由に離職または転職されているようであります。

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支え、その中で家族の介護負担の軽減を図っていくことを最大の目的として発足しております。

しかしながら、近年の家族構造の変化などにより、老老介護や子育て世代の介護、さらに働き盛りの世帯が介護のために離職や転職される実態が、少なからずあるようであります。

現在、本市においては地域包括支援センターを中心に、高齢者の在宅での生活支援など、さまざまな相談に応じ、必要な支援を行っているところであります。

今後につきましても、個々のケースに応じた介護サービスの利用方法などを含む家族の生活支援等について、きめ細やかな対応を行ってまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本年6月1日現在における本市の要支援・要介護認定者のうち認定調査時において、「認知症を有している」と判定された方は、65歳以上の認定者数3,734人のうち3,116人であり、本市の高齢人口の14.4%の割合となっております。

また、介護者の実態については、65歳以上と65歳未満ではほぼ同じ割合となっておりますが、女性だけで介護をしている割合が56.1%と、半数以上を占めている状況であります。

認知症高齢者を介護されている方の悩みなどについては、地域包括支援センターの総合相談支援事業の相談内容等から、認知症の症状で昼夜が逆転したり、徘徊をされるなど、家族の方の肉体的・精神的負担が大きく、多くの悩みやストレスを抱えておられるものと推測しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

現在、本市においては、在宅における介護者への支援策としまして、介護保険の在宅サービスのほか、家族介護者を支援するための事業や地域におけるボランティア活動等への支援、地域の高齢者を見守る地域ネットワークの形成などの事業に取り組んでおります。

また、認知症高齢者を介護する家族への支援策としまして、認知症ケアパスの作成や認知症サポーター養成講座、徘徊模擬訓練等を実施しております。

特に、徘徊模擬訓練は地域ネットワークの構築も一つの目的であり、先般も松原なぎさ小学校コミュニティ協議会において自主的に取り組んでいただいたところでもあります。

市といたしましては、今後も第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者や家族介護者の方々が住みなれた地域で安心して過ごせるように支援策の充実に取り組んでまいります。

次に、3問目の4月からスタートした3公共施設等についてのご質問にお答えいたします。

松原なぎさ小学校は、平成24年度の設計開始から3年間を費やし、本年1月末で校舎・屋内運動場・プール・グラウンド等の工事が完成し、本年4月6日に児童数607人で開校し、まずは順調にスタートしたと考えております。

開校前においては、当初の予定よりも2クラスふえたことにより、オルガンなどの追加備品の整備に対応したところがありますが、開校後においては、これまでのところ、特に問題ないと考えております。

消防本部庁舎は、平成24年度の設計開始から3年間を費やし、本年3月中旬に工事が完成し、4月1日から新庁舎にて業務を開始しており、順調にスタートしたと考えております。

新消防庁舎への視察研修については、この2か月あまりで市内の小中学校の児童・生徒、高齢者グループをはじめ、県内の消防団など、12団体431人を受け入れ、訪れた方々には大変好評をいただいております。

また、消防通信システムのデジタル化により、119番通報者の位置を瞬時に特定でき、さらに各車両の一元管理が可能となり、迅速かつ効率的な初動体制の強化、被害の軽減、救命率の向上など、適切に業務を遂行しているところでもあります。

なお、現在のところ施設に関する課題はありません。

小学校給食室別棟は、開所前から調理員の調理実習、施設設備の操作研修、調理器具の仕分けなどの準備作業に取り組み、小学校には4月7日から、幼稚園には5月1日から給食の提供を開始いたしました。

教育委員会におきましては、施設設備や厨房設備の取り扱いについて、設備業者や厨房機器専門メーカーと連携を図りながら、子どもたちの安全安心な給食の提供に努めているところでもあります。さらに、調理員に対する機器操作や調理作業の研修もあわせて実施していくなど、施設設備等の円滑な管理運営に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○18番（森川和美君） それでは、随時2問目の再質問に入っていきますが、この答弁の中で、本年

4月1日現在で29人の待機児童がおるという答弁でございましたが、残念ながら、先日の南日本新聞に、県議会の個人質問の答弁の中で、始良市は31人という数字が出ておったんですが、そこらの食い違いというのはどういう状況なのか、まずこれをお知らせください。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

先日の県議会での答弁では31人ということでございますが、これは26年4月1日現在でつかんだ数字で県のほうは発表されておるようでございまして、答弁書の中にありますように、29人というのは本年4月1日現在ということでございます。

以上でございます。

○18番（森川和美君） 失礼しました。

そこで、待機児童の解消。これは、なかなか難しい問題であるとは思っております。特に、本市は人口増で、転入者が多いということで、ゼロにするのは、これは並大抵じゃないというのはよくわかるんですが。

しかし、一方では、法律家から言わせるとこれは法律違反だというような見解があるわけです。これ、児童福祉法の24条の1項、これは待機児童とは、市区町村がそのような義務を果たさない結果、生じるものであるというふうになっておるわけですが、そういったことを踏まえて、今回から新制度で保育園・幼稚園の入園手続のやり方が変わりました。1号認定、2号認定、3号認定というふうなことで、入園のまず手続をするということになっていたわけですが、本市は1号、2号、3号の人数と、いつから、昨年9月、10月、11月ごろから手続を始められたと思っておりますが、この手続を今までよりも早めて、ほとんどの自治体が始めておるんですが、本市はいつからこの手続に入ったでしょうか。

そして、3区分の人数をお知らせください。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） まず、人数でございますが、1号認定の方が589人、それから2号認定の方が734人、3号認定の方が1,059人という認定になっております。

入所の手続でございますが、入園・入所の申し込みは、これまでどおり市役所のほうで受付を行っております。

新制度の周知につきましては、11月の市報あいらで掲載し、窓口での相談等に来られた方にパンフレット等の配付を行い、周知をしたところでございます。

手続の方法といたしましては、おっしゃるように保育の必要性や教育を受けるための認定が必要となっておりますが、入所申し込みと同時に、支給の認定申請というのを受付をいたしまして、認定証のほうにつきましては書類審査の上、郵送という形で手続を行っていたところでございます。

以上でございます。

○18番（森川和美君） ということは、この手続はスムーズに進んだと。

しかしながら、29人の待機児童が出てしまったというふうに理解してよろしいですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

私どもとしては、手続のほうはスムーズに行ったんじゃないかなというふうに考えております。
それから、29人の待機児童の方でございますが、3か所まで申し込みというのができますが、どうしても第2、第3希望の園につきましても、入所基準の点数というので加算で判定していきますが、どうしても、それぞれの園の入所の定数の方よりも下で、漏れてしまったという形でございます。
以上でございます。

○18番（森川和美君） それでは、既に1子が入園しとったときに、2子の方が、あるいはもちろん最初入ってる子どもも入園していた場合に、新たにこの方も全て入園手続をしないといけないのでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

1子の方が、待機児童において同じ保育所で同じ兄弟ということで希望されておりますが、そういう場合につきましても、届けをして入っていただくという形になります。
以上でございます。

○18番（森川和美君） ここあたりは、いろいろなご苦労があるんでしょうけれども。しかし、現実的には待機児童が出ておると。

隠れ待機児童というのは、私はまだ、普通、いろんな専門家のお話を聞くと、その倍は必ずいるんだと。29人おれば48人は、いわゆる29人の隠れた待機児童がいるというふうに言われてるんですけども、そういった観点から、この待機児童を可能な限り何とか預かっていくというためには、例えば本市には企業内保育所というのがあります。あるいは、病院が独自に施設を設けてるところ、そこらあたりの内容の把握と、そして支援といいますか、ある程度の援助、そこらあたりは本市はどのようになっているんですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 企業内保育の関係につきましては、担当課長のほうに答弁させます。

それから、病児の関係でございますが、現在始良市市内1か所で取り組んでいただいているところでございます。（「病院がよ。病児じゃなくて。病院が」と呼ぶ者あり）済みません。その件につきましても、担当課長のほうに答弁させます。

○保健福祉部子ども政策課長（二見和彦君） 子ども政策課の二見と申します。よろしく申し上げます。
お答えいたします。

本市にあります企業内保育所は、6か所でございます。そのうち病院内託児所が5か所、事業所内託児所が1か所でございます。

この企業内保育所は、その成り立ちが、企業内の職員・従業員の雇用確保や安心して働ける環境づくりを目的としており、職員・従業員の子どもの対象でございます。

平成27年4月1日現在、企業内保育所の園児数は96人でございます。

それとは別に、認可外保育所の園児数は6園で103名でございます。

以上です。

○18番（森川和美君） 今、人数が、この病院内保育所と企業内保育所が示されましたが、これは国からの、たしか、ある程度の支援があると思っているんですが、始良市独自ではどのような支援をされているんですか。

○保健福祉部子ども政策課長（二見和彦君） 現在、本市では、認可外保育所施設に、児童保護者補助金交付要綱に基づきまして、市内に住所を有し、認可外保育所に入所している児童の保護者に対しまして、年額1万円を限度に助成を行っているところでございます。

平成26年度実績といたしましては、165件の150万4,400円を交付しております。企業内保育所への補助でございますけれども、現在市においては実施をしていないところでございますが、厚生労働省によります事業所内保育施設設置運営等支援助成金によって、企業においては、この補助金を使いまして利用されております。

また、病院につきましては、病院内保育所を施設整備事業と病院内保育所運営事業が都道府県を通じて補助がなされているところです。認可外保育所に対します国・県の補助はないと思われま。

以上です。

○18番（森川和美君） 今、詳しく答弁いただきましたけれども、後から尋ねようというところまで答弁をしていただいたんですが。

ということは、今回は、この認可外保育所、年1万円でしたか、全然これにはさわっていないということですが、こういった状態では、待機児童の解消には近づかないと思っているんですが、私は前回も、このことは触れたんですが、この認可保育所と待機児童の受け皿を、協力しているというんですか、認可外保育所に対して、もう少し手厚くするのが、公正公平な、あるいは将来の宝である子どもたちを預かっていただく事業所なんですから、そこらあたりにももう少し光を当てないと、恐らく閉鎖していく状況も発生すると思うんです。

それも含めて、じゃあ先ほどの中で、認可保育所の新設が2園、幼稚園から認定こども園への移行が3園、認可外保育所から認定こども園への移行が1園というふうにお知らせいただきましたけれども、認可外保育所から認可保育所になった保育園はないということですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

市長答弁でありました認可外保育所から認定こども園の移行が1園ということで、これは加治木町のほうの加音ホールの近くにありますが、ゆなの木さんが移行されたということでございます。

○18番（森川和美君） 私は、もう少しこの認可外から認可保育所に移行するんじゃないかと思っております、そういう意欲のある方もいらっしゃるんです。

ところが、実態としてはこのような状況なんですが、ここらあたりの、何と申しますか、要因といいますか、市のほうから、あまり積極的でなかったのか、あるいは事業者のほうで今回は控えようということであったのかどうか、お知らせください。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 認可外保育への保育施設の補助の関係でございますけど、議員ご質問のとおり過去何回か質疑・質問いただいておりますが、今私どもとしましては、年間子どもお一人

につきまして1万円の補助という形で進めております。

おっしゃるように、子ども・子育て、大変重要なことだと認識しておりますので、ご本人さんというか、保護者の方への補助というのもですが、やはりご質問にありますように、施設、経営者の方への補助ということにつきましては、現在検討しているところでございます。

補助というか、どうしても保育の質、この向上のためにも、施設を経営されている方に補助をということで検討しております。

以上でございます。

○18番（森川和美君） このようなことで、昨年、23年度からですか、24年度からですか、子ども・子育て会議が設置されて、何回か会があったと思うんですが、そこらあたりでは、そのような、いわゆる学識あるいはPTA関係等から、保護者あたりからの代表的に全然ご意見はなかったですか。

ある委員の方から伺ったんですが、ほとんど議論・発言はなかったと。何回あったんでしょうか、会議は。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 昨年子ども・子育て会議の関係につきましては、担当課長のほうに答弁させます。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） 子育て支援課の黒木でございます。よろしくお願いたします。

子ども・子育て会議につきましては、平成26年度9回開催されております。

この会議の目的というのが、子ども・子育て支援事業計画を策定していき、今後は、その進捗状況についてを審議していくというのが主な目的でありますので、この会議の中で、保育・教育施設といたしますと、幼稚園・保育園・認定こども園の子どもの需要量、またはそれを確保するための量、それと地域子育て支援事業、いわゆる放課後児童健全育成事業をやりますとか、一時預かり事業、そのようなものについての需要量と、あと今後の量の確保というのを審議してまいりまして、31年度までの5年間の計画を立てております。

その中で、保育の量の確保というところで、私どものほうでも毎年施設整備等を図っておりまして、待機児童の解消という方向に向けてはおります。

あと、議員仰せの小規模保育、認可外保育につきましては、その小規模保育事業から地域型保育事業に転換するためには、さまざまな運営基準をクリアしていただかないと、市が認可するということに至りません。その運営基準の中で、今ハードルというか、なっていますのが、地域型保育事業につきましては、3歳未満の子どもしか入ることができなくなります。

その後の連携施設というものを、認可保育所・認定こども園と諮らないといけないということで、そこらについてが少しまだ解決できないということで、認可という方向には至っていないところであります。

以上です。

○18番（森川和美君） これは、時間がちょっと過ぎてしまうたです。

いろいろ考えておったんですが、最後に1点だけお尋ねしますが、今新聞から引用しているんです

けど、「急ぎたい多子世帯の支援強化」というところがあるんですけども、本市は子どもが3人以上いるところが何所帯あって、この3子目にいろいろ支援されているんですけども、これが今点数でいうと、100点なのかどうか、そこを。

というのが、私はここで時間がありませんので、提案しますが、この3子目に対しては全て無料にすると。給食費から園料から全て。そこらあたりは、どうなんですか、市長。

○市長（笹山義弘君） 子どもを安心して産み、育てられる環境ということについては理解をするところでございますが、そこまで一挙に踏み込めるかどうかというのは、財政との兼ね合いもございますので、研究してまいりたいというふうに思います。

○18番（森川和美君） それでは、予定より時間が過ぎていきますので、2番目の質問に入っていきます。

在宅介護の充実、介護者に対しての、いわゆる心遣いといいますか、ここに答弁がいろいろ書いてあるんですが、家族介護者を支援するための事業として、介護者への支援策として、介護保険の在宅サービスのほか、家族介護者を支援するための事業や地域におけるボランティア活動への支援、地域の高齢者を見守るネットワークの形成、あるいは介護する家族への支援として認知症ケアパスの作成、認知症サポート養成講座、徘徊模擬訓練等々あるんですが、これは外の部分だけなんです。

介護をする中の方に対しての、いわゆる心遣い、愛情というのが足りないんですよ。私は、心を尋ねているんです。こういったところを充実すべきじゃないですかと。私が頭に浮かぶのは、紙おむつ事業ぐらいでしょう。あと、いろいろあることはあるんですけども。紙おむつの支給が、どのような形で支給されておりますか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

紙おむつの購入者に対しての購入券の交付の事業でございますが、在宅で介護をしている家族等の経済的な負担の軽減を目的としております。

給付の実績といたしましては、平成26年度で254名の方に利用していただいているところでございます。

以上でございます。

○18番（森川和美君） その紙おむつをどういった形で渡されるんですか。そして、取り扱うお店がありますよね。何店あります。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 交付の方法でございますが、以前は旧始良のほうでは現物ということで、おむつ自体を配達というか、配っておった状態でございますけど、市になりましてから購入券ということで、申請された方に調査をして購入券を交付して、それぞれお店のほうに行っていただいて購入という形になります。

店の数については、すいません。資料を持ち合わせておりません。

○18番（森川和美君） このような実態なんです。そして、そのような支給事業があるということも

知らない方が結構いらっしゃるんです。私が5人教えました。

ですから、この答弁の中にも、いろいろな、さまざまな相談を地域包括支援センターでどうのこうのとなっているんですが、本市のいろんな資料を見ると、相談の場所は、地域包括支援センターは50%しかないんでしょう。ということは、このいろんな調査結果によるんですけど、これは公明党の県議団が福岡の状態をいろいろ調査した結果が新聞に出とったんですけども、地域包括ケアセンターのシステムの認知状況について「内容まで認知している」人は、わずか10.4%なんです。これは、福岡県です。多分、全国どこでも大体同じ数字だと思っているんです。

さらに、「名称も認知していない」が55.1%。過半数を占めているんです。こういう状態なんです。

そういうことも含めれば、本市の地域包括支援センターの方も、もうちょっと頑張っていただかんにゃいかんというふうに思っているんですが、そこらあたりの担当課、あるいは、そういった包括支援センターの担当の方との協議といいますか、綿密に、定期的に行われてはいると思うんですが、どうしても強く言えないといいますか、指導できないというところがあるのではないかと思っているんですが、そこらあたりはどうなんでしょうか。

あくまでも、これは市民のための立場に立たんにゃいかんとは思っているんですけども、そのために情熱のある方を採用して活動していただいているわけですから、そういうことを含めてどうなんでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、市民の方に対して広報・周知が行き届いていないという面があるかと思えますが、今のところ、私どもといたしましては、どうしても包括支援センター、人数が、今、地域の相談員ということで、各、加治木・始良・蒲生で地域の専門の相談員をそれぞれ配置しております。

一応、包括支援センター自体は、市の直営といいますか、地域包括支援係というところで運営をしておりますから、遠慮とかそういうものはございません。

それで、どうしても包括センターの職員だけでは対応できませんので、民生委員さん、それからアドバイザーの方、そのあたり地域で実際活動していただいている方に、今のところ、先ほど若干触れましたけど、認知症ケアパスという冊子をつくりまして、その中に今議員がご指摘されたようないろいろな事業というのも書いてございます。それを、民生委員さん、それからアドバイザーの方に配付して、もちろんそれぞれ講習会なりはしているんですが、今後もその辺もうちょっと充実して、広報・周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○18番（森川和美君） この件については、最後なんですけど、物とか、あるいはお金とかの支援も確かに大事なんです。それを求めているいらっしゃるんです。それと同等ぐらいに、気持ちを落ちつけさせたいわけです。

「こげん、難儀せなならんどかいち。小さいときから、そげん悪いことはしちよらんどん。おいばっかい、ないごて、こげん難儀をせなならんどかい」と。そういうところがあると思うんです。だから、そこらの心情を和らげる施策が必要だと思っているんですが、最後にそれをお願いします。

○市長（笹山義弘君） 議員がご指摘のことというのは、大変悩ましいことではございまして、私ごとで

ございますけれども、私の家内の家庭もそういう老老介護で十何年苦勞をさせておりました、このたび施設に預かっていただいたわけですが、こういう業務をする際に、事務的な対応ということだけではなくて、やはりそれぞれの市民の皆様の立場に立ったということ、大変大事なことだというふうに思います。

今、ご指摘いただきましたので、今後におきましても、そのような、ぬくもりのあるといえますか、そういう施策対応に努めるように今後とも努力していきたいというふうに思います。

○18番（森川和美君） 私は、涙もろいものですから。

それでは、3公共施設の4月からのスタートの松原なぎさ小学校の件だけに、あと15分費やしていきたいと思います。

まず、教育長、4月6日で児童数607人ということですよ。私が過去に、相当ふえますよという質問を2回ぐらいしたと覚えているんですが、教育長答弁では「確かに、あらゆる状況からして、ふえていくのは間違いないです」と。しかしながら、そこまではふえんというような答弁であったと私は記憶しているんですが、これ、まずそのことについて簡単をお願いします。（発言する者あり）え。何でそんな風に、許可するんです。

○議長（湯之原一郎君） 一応、答弁書のほうを教育部のほうでつくっておりますので、質問を許可します。

○教育長（小倉寛恒君） 当初の松原なぎさ小学校は、分離・新設するに当たって、当初の見込み数としては、550人程度というふうに考えております。

残る建昌小のほうが470ぐらいと思っていたんですけど、かなり松原なぎさ小のほうに、結局同じ市内から移ってきた、移動してきたというところがありまして、他市町から流入してきたということじゃなくて、同じ市内から移ってきた者がありまして、ちょっとその見込み違いというのが出てまいりました。それは、確かに50人ぐらいの差があったというふうに考えております。

○18番（森川和美君） ですから、このような調査をする機関、これは多分外部で調査したとされているんですが、いや、そうじゃないかもしれませんが、私はそう思っているんです。やはり、こういった大きな新しい学校新設の際には、念には念を入れて、あらゆる角度からそこらを推進していかんと。こういう人数の議論をこういう場ですることは、あまり好ましくないかもしれませんが、私は、ことしの12月前までは620を超えると思っているんです。今、私はそういう角度から、常になぎさ小学校校区をうろうろしているんですが、今新築中が11件あるんです。それと、開発をしているところの件数が、業者に聞いたら、全部で二十二、三件分の開発をやっているんです。そうしますと、そして、その新築の方が、必ずしも小学生がいらっしゃるということには限らないわけですが、多分7割、8割以上は、この地区につくる方は子どもがいらっしゃる方なんです。あるいは、これから子どもを産むという方が出てくると思っているんです。

だから、そうなりますと、私が何を言いたいかといいますと、教室の、いわゆる窮屈さ、今一番多い教室で何人で、少ない教室で何人いるんでしょうか。

それと、子どもたちから話を聞いたんですが、遊具が少な過ぎて、ブランコのとり合いが始まって、

けんかがあるということも聞いてるんですが、これは小さいことなんですけども、まずこの人数的な問題と教室の問題、あるいは校庭の一人当たりが満足になっていくのかどうかです。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 一クラスの数で、多いところで35人程度、それから少ないところでは二十七、八人というところもございます。

遊具等のことについては、少し全体の数としては、ひよっとしたら、ブランコ等は待ち時間が多いかもしれませんけれども、現在のところは仲よく使っているという状況だと考えているところでございます。

以上です。

○18番（森川和美君） 校庭あたりは。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 校庭のことにつきましては、人数の割合としては、適当であるというふうに考えているところでございます。

○18番（森川和美君） 35人。36人学級が、もう既にあるんじゃないですか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 現在のところは、一クラス40人までの学級が認められておりますので、三十五、六人ということでございます。

○18番（森川和美君） これも、このクラスの子どもから、たまたまその子どもだったんですが、もういっぱいいっぱいだという話なんです。

それから、この校庭には全然森がないわけです。木陰がない。学校に、校庭に森がないという学校は、ほとんどないんです。当初だから、これからいろいろまた計画をされるかもしれませんが、この校庭と体育館の間には、すばらしいあれがあります、森といいますか。

あれを、もうちょっと、配置的に、どうかならんかったかと思ってるんですけども、そういったところが私は課題になっているのではないかと思って、課題はないかというふうに通告していたんですけども、こういった答弁であったんですが、今後やはり最悪のことも考えていかないと。だって、まだ住宅をつくるスペースは、いっぱいあるんです、この地域は。最大の最高の居住環境になりましたから、それを含めれば、やはり子どもたちの立場、保護者の立場になったときに、それは、きれいな立派な学校ができたできたって、皆さん喜んでいらっしゃるんですけども、そういった課題が出てくるのではないかと私は個人的に心配しているんですけども。

これ、最後にお尋ねしますが、建昌小学校に在学しておって友達がいっぱいできとった、2年生以上です。そしてまた、別れて松原なぎさ小学校に来た。そして、組がえがある、もちろん組がえはあったんでしょうけども。そしてまた、環境的に転校生が入ってくる。そのような環境も含めて、4月から始まって、ちょうど企業で言えば、5月病、6月病が始まるころです。そういったことから、勉強が嫌だとか、あるいは教室にいろいろ意地悪するのがいるから、学校に行きたくないといった不登校が何人ぐらいいらっしゃるんですか。なければ、ありがたいんですが。

○教育長（小倉寛恒君） 今、建昌小から分離・新設するにあたって、昨年度は建昌小の時代には、全ての学年を教室を半分ぐらいつつ入れたんです。いわゆる、なぎさ小に行く子と残る子と、半分ぐらい全ての学級に入れてございました。

それから、また担任の全ての学年から一人ずつは、向こうのなぎさ小のほうに移してあります。そういった人間関係の配慮もした上で分離したわけですけど、私どもとしては、そういった小学校同士の分離、分かれてこういう、新たにつくるというのは、これまでない例でありましたので、お互い今度5月22日というのが創立記念日という位置づけをして、毎年そういった交歓会を開くということで、姉妹盟約、それは学校同士の姉妹盟約じゃなくて、校長同士、それからPTA会長同士、それから児童会長同士の、そういった姉妹盟約書というのをつくって、これでお互い切磋琢磨していくということで進めていこうとしているわけですけど。学校に移って、学校はそれぞれ課題があるわけで、例えばいじめの問題にしても、どの学校でも起こるわけでありすけれども、そういった顕著な例というのは、特にまだ聞いているところではございませんし、また現に不登校に今陥っていると、学校に移ったために不登校に陥ったということは、まだ聞いていないところでございます。

○18番（森川和美君） 終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで森川和美議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。10分程度とします。

（午前10時46分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時56分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

3番、新福愛子議員の発言を許します。

○3番（新福愛子君） 登壇

皆さま、こんにちは。公明党新福愛子でございます。午前中最後の質問者となります。よろしくお願いたします。

私は、通告しました2つの項目について質問いたします。

初めに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援策について。

要旨1、国は、今年度全国150の市町村で、さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を立ち上げ、切れ目のない支援をスタートさせています。そこには、保健師・ソーシャルワーカーなどを配置して、きめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世代の安心感を醸成する事業を進め、今後全国展開を目指すとしています。

子育て世代を中心に転入人口が県内で突出する我が始良市にとって、特に期待される事業と考えるところですが、本市の計画を伺います。

次に、産後ケアについて。

出産後に身近な世話をしてくれる人がいなかったり、産後の体調や育児に不安のある母子を対象に、助産所に入所して産後の母体管理の保健指導や授乳や沐浴などの育児指導が受けられる「産後ケア」のニーズが高まっております。

産後ケアへの助成についての調査・検討の進捗状況を伺います。

要旨3、九州などの地域に多いといわれるヒトT細胞白血病（HTLV-1）は、主に母乳による母子感染が原因とされています。感染防止情報提供や希望者への粉ミルクの無料支給の検討はできないかを伺います。

要旨4、乳幼児健診プランのカレンダーを見ると、健診日は全て月曜から金曜までの平日です。仕事を抱える保護者から日曜日の健診を希望する声がありますが、市としての考えを伺います。

次に、項目2、自治会への加入問題について。

住みよい地域と住みよいまちづくりのために、自治会への加入が望まれています。しかし、ライフスタイルの多様化や都市化が進む中、任意団体とはいえ、自治会への加入問題が顕在化してきています。

社会福祉協議会・衛生協会・防犯暴力追放協議会など、地域生活者として日ごろから恩恵を受けている安全安心に係る団体への負担金だけを収める準会員制度などを推進し、加入者も未加入者も同じ地域住民として心地よく生活していける懐深いまちづくりが必要となってきたらと思います。見解を伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

新福議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援策についての1点目のご質問にお答えいたします。

国におきましては、妊娠期から子育て期までにわたるさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の整備を推進しております。

市におきましては、関係部署が連携を図りながら、子育て世代の健康や育児、生活支援に取り組んでいるところであり、今後子育て世代包括支援センターの整備についても検討してまいります。

2 点目のご質問について、お答えいたします。

産後ケアは、産後に心身の不調や育児不安などがあり、家族などから十分に家事や育児の援助が受けられない産婦と、その子どもを対象にして、助産院などで産後の心身のケアや育児のサポートを行うものであります。

市におきましては、先行自治体の事例を参考にしながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援策を講じる中で、産後ケア事業の実施も含む総合的な母子保健事業の展開を検討しているところであります。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

感染している母親から赤ちゃんへの感染を防ぐためには、「育児用粉ミルクを与える」、「3か月以内の短期間に限って母乳を与える」、「冷凍した母乳を与える」といった3つの方法が有効と言われております。

市におきましては、母子健康手帳交付時に県と県医師会が作成したパンフレットを配布し、情報提供に努めております。

HTLV-1の感染については、プライバシーの関係で現状把握が難しいことなどから、粉ミルクの支給については、本市では実施していませんが、今後情報収集に努め、調査研究を行ってまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

本市の乳幼児健診は、全て平日の午後に実施しておりますが、女性の社会進出や多様な働き方があり、指定された日に保護者の都合などで受診できない家庭があることは承知しております。

市におきましては、保護者からそのような連絡があった場合は、指定日以外の健診日程を紹介するなど、可能な限り受診者の利便性に配慮するように心がけております。

ご提案いただいた日曜日の健診の実施については、先行自治体の情報収集や内容分析を行うとともに、保護者の就労状況なども考慮しながら、調査研究を行ってまいります。

次に、2問目の自治会への加入問題についてのご質問にお答えいたします。

自治体加入の問題は、本市だけではなく、全国的な社会問題となっております。

本市における自治体加入促進の取り組みとしましては、加入率が低いとされる共同住宅等には管理業者への加入促進の協力要請をはじめ、転入時の自治会加入の呼びかけ、加入促進ポスター・パンフレットの配布を行っているところであります。

また、自治会長を初めとする役員の方々による呼びかけなど、地道な活動を行っておりますが、なかなか進まない状況にあります。

その中で、衛生協会や社会福祉協議会などの会費を、準会員や非自治会員の会費として集めている自治会もありますが、これらの組織の会費徴収についても、強制力がないため、支払っていただけない世帯もあるようであります。

ご指摘のとおり、自治会は法的にも任意の団体であり、行政として自治会加入を強制できるものではありませんが、全ての市民が自治会に加入していただくことは理想でもあり、自治会の活性化には欠かせないものと考えております。

市といたしましては、今後も地域組織の方々と協力し、個々人のさまざまなニーズに対し、柔軟に対応しながら、自治会への加入促進に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○3番（新福愛子君） それでは、通告に従って再質問をさせていただきます。

まず、要旨1の子育て世代包括支援センターについて。

地域ごとに工夫を凝らして、母子保健コーディネーターが各機関と連携し、情報の共有を図り、妊娠から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成するとなっております。

そして、地域の実情に合わせて、産前・産後サポート事業、また任意事業となる産後ケア事業等を実施して妊産婦を支える地域の包括支援体制を構築するのが子育て世代包括支援センター、既に本年度から全国150の自治体で始まっております。

これは、昨日の質問で紹介されたフィンランドの「ネウボラ」という、私たちには、まだ耳なれない言葉ですが、そのネウボラについて若干触れてみたいと思います。

ネウボラの歴史は古く、世界的にも大きな注目を集めております。フィンランド語で「ネウボ」とは「情報・アドバイス」を意味し、「ラ」は場所をあらわす接尾語。つまり、「ネウボラ」とは、母

親の妊娠から子どもの就学前まで、母子の病気の予防と心身にわたる健康促進を目的とする施設です。

ネウボラの歴史は、フィンランドがロシアから独立した後の1920年代にさかのぼり、子どもは皆健やかに育つ権利があり、生まれた家庭の環境の差が育ちの差になってはいけないという理念のもと、1944年に母子保健に関する法律に基づき、ネウボラの設置が義務化され、フィンランド全国に広まったと言われております。

このネウボラというのは、一組の妊婦と子どもに対し、いつも同じ人が継続的に対応するかかりつけ医ならぬ、かかりつけ保健師あるいは助産師がいます。

個人のプライバシーが重視されており、保健師によって聞き取られた子どものデータは一貫して管理され、保護者の了解を得て、保育園や小学校に渡され、就園・就学後も保育士や教師により継続的に把握されます。

出産ネウボラに始まり、子どもネウボラを経て、学校保健につながる切れ目のない支援で、子どもの育ちとその家族を見守っていきます。

本市では、この4月から、児童福祉課を子ども政策課と子ども支援課に分離・新設し、職員の専門性を高め、サービスの充実を図る環境整備が進んだところです。

答弁にも、前向きに、子育て世代包括支援センターの整備についても今後検討してまいりますという、検討というのはちょっと微妙なところもあるんですけども、私はこれは大変前向きに受け取らせていただきたいと思います。

始良市は、さきの南日本新聞の掲載にもありましたように、県内で子育て世帯の流入人口が突出している、本当に子育てにふさわしい、子育てしやすいまちなんだということを私たち市民はもちろん、県内の皆様も認識をしていただいたところでございます。

この子育て世代包括支援センターは、まさにフィンランドのネウボラの縮小版、日本では、今、千葉県浦安市、東京の世田谷、埼玉の和光、愛知県高浜市、三重県の名張市の5つのモデル地区で、日本版ネウボラ構想が始まっております。

さまざまなサービスを財政の措置をして提供しながら、母子としっかりと保健師・助産師さんが顔を合わせながら、そういった信頼関係をつなぐ、そういった事業が始まっているようでございます。

このネウボラによって、子どもの育ちはもちろんのこと、両親の様子、ときには、その途中で両親が離婚されるようなご家庭もありますでしょうし、お父さんやお母さんがアルコール中毒であったり、鬱病になられる家庭もある、親の見守りもします。そして、また同時に、昨日、和田議員の質問でしたが、発達障害の部分に触れられましたけれども、このネウボラの体制で、精神的・身体的障害、そしてまた知的・発達障害などの早期発見と有効な支援をする、その大きな役割を果たしております。

それには、やはり助産師であるとか保健師さんの確保が重要な課題になっているのではないかと思いますけれども、この設置に向けた、始良市にとって主な課題は何か、またその具体的な設置時期をいつ見込んで、そしてまた今課題としているところがどういうところであるのか、お示しください。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

今のご質問は、子育て世帯包括支援センターのことですけれども、今、市のほうでは、母子健康手帳の交付から各種健康相談・健診、それから健康教育などを行っております。母子の健康づくりの拠点となります保健センターなどの役割を充実させることで、このような対応ができないかどうかということを考えているところですが、現在は職員の配置が臨時職員の配置になっておりまして、

あと事業があるときのいろんな職種の方の従事ということになっておりますから、このセンターを実施するための拠点づくりとしては、やはり今あります保健センターの充実、それから職員の配置というところが課題になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○3番（新福愛子君） フィンランドという国は、国土面積としては日本とほぼ同じぐらいなんです。日本よりちょっと狭いぐらい。しかし、人口がわずかに540万人程度、日本は1億2,000万人からの人口を抱えますので、そのケアというのは、おのずと違ってくる。

そしてまた、北欧諸国は「ゆりかごから墓場まで」という、本当に先ほど市長も高負担、そして高サービスといますか、そういったお話をされておりましたけれども、確かに税金もとても多く取られるようで、納められているようですけども、その分、社会保障が何の不安もない、貧富の格差もない、そういった制度も整えられております。

しかし、日本とはいろんな部分で人口も違いますし、また歴史も違います。なかなか難しいとは思いますが、やはりこのネウボラに見習っていかう、本当に今この流れができています。

始良市といたしましては、今ある機能、保健センターの充実であるとか、そういったことを次長からもご説明があったわけですけども、現在始良市において、助産師さん、保健師さんの数というのはどの程度いらっしゃいますか、職員の中で。そしてまた、臨職も含めて。そしてまた、職にはついていないけれども、有資格者として市内にどのくらいの方がいらっしゃり、またそれをどの程度把握されているものか、お願いいたします。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

まず、職員の数でいきますと、保健師のほうは、現在市のほうでは18名おります。それから、専門職としまして、あと管理栄養士が1人です。助産師のほうは、職員としてはおりません。

あと、在宅の保健師、それから助産師等の数ですけども、これは個人が、いろんな事業につきまして、協力できますという方の登録だけになっておりますので、全体数としては把握してないところですが、今現在、助産師のほうは約6名、それから保健師のほうは約十五、六名ですか、そのような方が市のいろいろな事業への協力をしていただいております。

あと、登録制になっていない関係で、今お話ししましたように、実数というのはちょっと把握できていない状況です。

○3番（新福愛子君） このセンターというのは、医療機関、いわゆる産婦人科です。そしてまた、保健所・児童相談所・民間支援機関とか、いろいろな関係機関と連携をとりながら、そして支援事業を進めていくわけですが、やはり保健師、特にまた我が市ではゼロということですが、助産師さん、そしてまたソーシャルワーカー、この数というのは絶対確保していかなければいけない。子育てだけに限らず、やはり保健師さんなどは、特に健康増進といますか、そういった部分とか、あと高齢者の部分でも絶対数が必要になってくるのではないかと考えております。

助産師確保に向けては、当然ネックになるのが財政措置かと思っておりますけれども、この辺の要望というのは、市としてはどのように考えておられるのか、専門職の採用であるとか、その辺を、市としてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） 始良市は、まちづくりの理念といたしまして、住みやすさを追求していきたいということとさせていただきます。その中で、安心して子どもを産み、育てられる環境ということを目指しておりますが、その中で子ども医療制度をいち早く取り入れましたけれども、そのようなことで、今施設についても、一つずつ、親子集いの広場、これをもう1か所ふやすということやら、一つずつできるところからしてございますが、専門職を輩出するためには、何といたしまして、市の機能そのもの、組織のあり方、これらを根本的に見直す必要がございます。

そのためには、やはり合併の最大のメリットでございます業務の効率化、つまり本庁にその機能を集積させるべきはさせて、余剰にはなかなかいきませんが、その余力を専門性の職員に充てていくということをしていかなければ、なかなか解決が見れないんじゃないかと思っております。その前段として、今現在の庁舎の中でできることということで、機構のいろいろな見直しをかけてございます。

今後は、それらを含めて理念的なことを先に業務を整理いたしまして、庁舎ができた時点で、それを一挙に集約化をかける、そのことによって、人員を、専門職を多く輩出していくという努力をしていくということの構図になっていこうというふうに思います。

○3番（新福愛子君） 市長も、5年後、10年後のことも計画を考えながら、いろいろと人材確保についても、しっかりと考えておいていただいていることが確認できました。

まだまだ耳なれない、またこれからというところでございますが、子育て世代包括支援センターが現在の高齢者の支援センターと同じぐらい、皆様の中で周知されながら、安心・安全の切れ目のない子育て支援ができる始良市になることを願い、2問目に入ります。

産後ケアについて、お尋ねいたします。

川崎市の産後ケア事業では、市内在住で生後4か月未満の乳児と、その母親、助産所への1泊2日から6泊7日の宿泊型、そしてまた助産師が自宅を訪れる訪問型——1回90分程度だそうです、の2コースがあり、母体や乳児ケアとともに、授乳や入浴の方法、体重や排泄の観察など、子育ての相談からアドバイスを行います。

大きな不安を抱えていた子育てママから育児に対する前向きな声が聞かれるようになり、産後ケアのニーズがさらに高まっているようです。

私自身も、本当それこそ30年ぐらい前になりますけれども、当たり前のように実家に帰り、幸せな出産、産後を過ごせたことを、今の少子高齢化、そしてまた核家族により子育てに不安を持つ女性、また非婚化・晩婚化ということも背景にありながら、30年前とは大きく違ってきたこの様子を見ながら、産後ケアというものが大事なんだというふうに実感しております。

鹿児島県内の産後ケアへの助成実施状況、これは古くから鹿児島市だけが頑張っておられたようなんです。鹿児島市に、幾つか助産のケアの施設があるので、どうしてもそういったことも背景にあると思いますけれども、現在の鹿児島県の産後ケアへの助成の状況、どのようになっているか、お尋ねいたします。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

6月現在の情報によりますと、現在鹿児島市、十島村、薩摩川内市のほうが、甕島地区限定なんですけれども、この3自治体のほうで実施されているようです。

以上です。

○3番（新福愛子君） 産後ケアということも、なかなか私たちも耳なれず、ある女優さんが韓国で産後ケアをされたということで、一気にその周知が高まったようでございます。

私も、鹿児島市内の助産施設、産後ケア施設を2か所見学に行っていましたけれども、そういった施設もホテルのようで大変すばらしい施設でした。産後の赤ちゃんとのやりとり、沐浴の仕方とか、またどんなものを栄養をとったら母子ともにいいのかとか、そしてそれを、宿泊型ですので赤ちゃんは24時間不定期に寝たり起きたり、泣いたりするわけですが、安心して産後を、もともと私たちは古くは実家で母や祖母から教わっていたような、また近所の先輩方から教わっていたようなのをそういう施設で受けられていました。

最近では、エステとかハンドネイル、ハンドとかすごいです、本当に。ここまであるのかと、そんなような驚きと同時に、ここまでしないと本当に女性たちが、1人目の産後は特にそうですし、2人目、3人目も産みたいってそんなふうにするような環境づくりをいかにするかというか、そういった涙ぐましいものも感じてまいりました。

特に、また地域社会やライフサイクルの変化で、母子が孤立化しています。育児不安、産後鬱、児童虐待が危惧されるケースも増加しております。この助産師による産後早期の母子一人ひとりに合ったペースで、育児のサポートやきめ細やかな母親の体と心のケアの重要性が注目されております。

フェイスブック等で、市長がお孫さんと接していらっしゃるお写真なども拝見いたしまして、「いいね！」がたくさん押されていて、本当に我が市長が一人のおじいちゃま、「育じい」ですか、として本当に孫を慈しみながら、本当に大切な命をこうやってされる姿に私も感動しておりますけれども、市長はこの産後ケアについて、どのような認識を持っておられますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 私も、自分の子育てのときは、ただ一生懸命でございましたが、改めて孫ができて、「じっじ」と言われるようになりますと、子育てのいろいろな、妊婦のときから、そして産後について、大変、要するに肉体的にも精神的にも非常にストレスがたまる、負荷のかかる大変な作業であるということを改めて感じております。

そういうことから、いろいろと育児の中で、ご自身の、母親の母体の健康のことも含めて、こういうよりどころというか、そういう相談ができるということ、環境があるということは非常に女性にとっても大変ありがたいことですし、そういう環境で、お産以後子育てができるとすると、第2子のことについても踏み込んでいただけると。さらに、第3子ということも考えていただけるという環境になりますので、始良市はおかげさまで国・県の出生率よりも今のところ高いんですが、これ、やはりもうちょっとそういう環境をつくっていければということは考えているところでございます。

○3番（新福愛子君） 本当に多くの若い世代の方々の流入人口がふえております。そこには、核家族の皆様も断然多いわけですね。産後ケアの施設の方から、実は始良市からの利用者が結構いらっしゃるんですが、鹿児島市などは半額補助、それでも1万8,000円ですから、9,000円は1泊手出しはあるわけで、9,000円あれば、すごく立派なホテルに泊まれるぐらいの、そんな金額ではありますけれども、それでも産後ケアを利用したい、本当に豊かな産後を過ごし、豊かな子育てをしていきたいといった親の願いであるとか、そういったものも感じとれるわけでございます。

始良市こそ、産後ケアへの助成というものを前向きに検討していただきたいと思いますが、市長、もう一度お願いいたします。

○市長（笹山義弘君） 直接的に、この仕組みに踏み込んでいくかということですが、その前に、始良市は大変人材が豊富なまちであるということは自負しております。

その中で、人材バンク制度、このことについては、町内でいろいろと介護・教育、いろんな面でその能力をお持ちの方々がおられます、現職を退いてです。こういう方々にお手伝いいただける、そういう仕組みも組み込めないかということも考えていく必要があるというふうに思います。

そういう意味で、そこも含めながら、ただ、先ほど言いましたように、産後ケアのことをすると人的支援がどうしても必要ということですので、人材確保をしていかなければならないということもありますので、先ほどお答えした点も含めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） 人材確保、また財政の確保ということも、重ねて要請して、産後ケアについては、ここで終わりたいと思います。

次に、要旨3、HTLV-1について。

インフルエンザウイルスとは違い、HTLV-1に感染していても自覚症状はなく、95%の人は生涯発病することがなく、感染者のごく一部で、ATL（成人T細胞白血病）、これは男性に多いそうです。HAM（HTLV-1関連脊髄症）、これは女性に多いそうです。HU（HTLV-1関連ぶどう膜炎）を発症、これもどちらかというとな女性に多い。こんな発病があるそうです。

鹿児島県では、HTLV-1対策協議会を開催し、感染が判明した妊産婦の多くが一人で悩みを抱えがちな現状を踏まえ、関係機関が協力し、子どもへの感染防止体制などを強化することを確認しております。

県が作成したHTLV-1感染対応マニュアルにおいて、産科医は妊産婦の同意を得た上で、抗体確認検査の結果を各保健所に情報提供、保健所は妊産婦宅を訪問するなどして各種相談に応じ、子どもの3歳以降の抗体検査を勧奨します。その後、相談内容を市町村に引き継ぎ、健診等でフォローしてもらうように、このようなマニュアルがつくられているようです。

これまでに保健所からフォローを引き継いだ方が始良市にはいらっしゃるのでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

相談のほとんどが保健所のほうで受けていただいております、ご本人の承諾を得てから市町村のほうへのお知らせということになりますが、現在直接保健所のほうから、そういう方のご紹介があった例はありません。

以上です。

○3番（新福愛子君） 産科医の先生が、ご本人の承諾を得て保健所に届けていくっていうのが、制度としてあるんだけど、実効性がなかなかないようです。今年度1月に第2回の県の対策協議会が行われておりますが、その件数が14件あったそうです。参加医療機関から保健所への情報提供です。この14件のうち、何と6件が始良の保健所管内です。我が始良市もそこに含まれております。私たち

始良市には、本当に立派な産婦人科医もありますので、多分その辺の周知がしっかりしていて、キャリアの方が始良保健所管内に多いというわけではなく、きつこの体制がしっかりできているからこそ、これだけの数字が上がってきたのではないかとそのように私自身は思うことでございます。

さて、このキャリアとなりますと、せっかく赤ちゃんが産まれても母乳を与えることができない。いろいろな感染を絶つためには、母乳の断乳というのが、母乳を飲ませないというのが一番の解決策になっていくわけですが、3か月だけで短期間でする人、そしてまた母乳を冷凍してそれを与える方とか、そしてまたいろいろな方法があるわけですが、人口栄養、粉ミルクのことで、いずれにしても、張る胸を押さえながら、子どもにおっぱいを与えることができない、これはご本人に対しても、心身ともにわたる苦痛も大変大きいようであり、そしてまた、はたから「何でおっぱいを飲ませないの」、そんな心ない言葉をかけられて、本当につらい思いをされているお母様方もいらっしゃるようです。

本当に妊娠から出産に至るまで、キャリアの方には産前・産後しっかりとフォローをしていただいて、そしてまた次の子どもにキャリアを引き継ぐことがないように、ここで食いとめれば、この病気が絶滅できるというふうに言われております。鹿児島県、九州地方多いですが、今いろいろ昔と違って、交通機関とか交流が全国的に多くなりましたので、九州とか南九州に限定ではなく、全国的にも広まっているんですが、なかなかこれが周知されていない、そういった現実があるようです。

特に、鹿児島市では、この粉ミルクに対して、非課税世帯とかにミルク購入費を負担しているという、支給しているという支援策を講じておられます。

始良市にも、きつと保健所からの連絡はないということですが、ゼロとは言えないのではないかと、思うんです。もし、それが吸い上がってきたときに、せめてミルクの購入費の支給とか、そういったものも考えていくべきだと思いますけれども、市長、どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 先ほど保健福祉部長が答弁しましたように、今実態として報告が上がっていないわけですが、その辺のところ、保健所との確認は、またすることでしょうけれども、今後の可能性とか、その辺も含めながら、私もよく実態がわかっておりませんので、その辺のところをしっかりと勉強させていただいて、その必要性が大変重要であるということが理解できたら、またそういうことも検討していかなければならないというふうに思います。

現時点では、研究させていただくということしか、お答えできないところでございます。

○3番（新福愛子君） 出産も控えたような若い、これから子どもを産み育てようという方が始良市には続々と流入、転入されておりますので、ぜひ前向きに頭の隅に置きながら、担当課も含めて、このHTLV-1、粉ミルクの助成であるとか、そういったことも検討していただくことを要請していきたいと思っております。

では、4番目、日曜の健診についてです。

昨日の質問で、3か月児、11か月児、1歳6か月、3歳児健診等の受診率が示され、徐々に下がっていくことが確認されております。その原因や背景をどのように分析しておられますでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

年齢が上がるにつれて、特に母親ですが、仕事への復帰等も考えられます。そしてまた、未

受診の原因の年齢が上がった中には、保育園・幼稚園等での健康診断等があるからということで、母子の健診を受診しない場合もあつたりしますので、そういうところで未受診者への対応が必要になってくると思っております。

○3番（新福愛子君） 子どもの健やかな成長を確認できる健診、とても大切だと思います。そしてまた、その受診率が下がる背景の一つに、今次長からもありましたように、母親の就労、特にひとり親家庭のお母様にとっては、仕事を休んで健診に行くというのはとても大変で、始良市にとっては、月曜から金曜日までしかないということは、また別に休みを取得しなければいけなかったり、ただでさえ子どもは予期せぬ体調不調、熱発をしたりするわけで、そんな中でまた健診の日もとっていく、これは大変にご苦労をおかけしていることではないかなというふうに思っております。

平成18年度に乳幼児健診システムに関する全国実態調査の分析結果が報告されております。報告の一つの項目、集団健診日の設定において、土日に実施している自治体は、中核都市2.8%が土曜日、8.3%が日曜日、特例市5.4%が日曜日、そして市町村の村ですが、6.4%が土曜日、2.8%が日曜日に実施されています。

政令指定都市は、土・日の健診はゼロであったようです。平成18年ですから、約10年前ですから、きっとこれは数が変わってきていると思いますけれども、この結果を見ても、受診率を高めようとする努力をする自治体が少なからず存在していることを示しているのが読み取れます。

始良市でも、女性検診やがんセット検診に土・日実施が予定されております。これは、受診率アップのためにも大変有効というふうには思いますが、現実土・日の実施で受診率はどうのように上がっているものか。横ばいなのか、下がっているのか、そちらのベクトルの方向はどんな感じでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

現在、女性がん検診ですとか、がんセット検診等につきましても、やはり働いていらっしゃる方もいらっしゃいますので、土・日の検診日の設定をしておりますが、一つは土・日のほうにも同じように受診者の割り振りをしてる関係で、土・日だけしか来れなかった方というのは、ちょっと把握できていないんですけれども、そういう意味からいきますと、始めまして、合併当時から土・日をしていきますので、受診率自体は横ばいの状況です。

○3番（新福愛子君） 私自身は、働いている女性たちから、日曜日の検診があつてとても助かるという声を複数聞いております。多様化するライフスタイルに合わせた土・日検診の実施というのは、これは有効であることは間違いないと言っても過言ではないと思っております。

もし、土・日の検診となると、平日就労するお母様方は助かりますし、ひょっとしたら、父親が健診に子どもを連れていける可能性も出てくるのではないのでしょうか。この子育て支援で父親の育児参加の後押しになるのでは、そんなふうなことも考えておりますけれども、これは男女共同参画課、今回、課として昇進しておりますけれども、男女共同参画課としては、男性の育児参加、そういった視点でどのような見解をお持ちか、お尋ねいたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 男女共同参画の視点からということですが、始良市は若者の転入率が県内でもトップということで、非常にありがたい傾向ではありますが、やはり少子高齢化とい

う視点で考えますと、始良市もその例外ではないということを思います。

女性が社会に進出しなければならないという背景の中に、子育てもしなくてはいけない、あるいは介護もしなくてはいけないという、いわゆるダブルケアの問題も出ているわけなんですけれども、特に女性がその負担が非常に大きいというのが、大きな要因になっているような気がいたします。

そのような中で、男性の介護あるいは子育てに対する認識を深める、これがまず第一義的な解決策ではなかろうかというふうに思いますけれども、そのほかに事業所の、先ほど日曜の検診というのもありましたが、各事業所のいろんな休暇制度、子育てに関する休暇制度とか、そういう制度が法律的には整備をされておりますけれども、大企業のみならず小規模な企業、そういうところも、こういう制度を事業所の中に積極的に取り込んでいただくということも、一つ大きな解決策になるのではなかろうかというふうに思います。

男女共同参画という視点ですので、そのような啓発を行政ならず各事業所に出前講座をしながら、啓発をしながら、その一つとして日曜の健診もあるでしょうけれども、男女ともに介護・育児に参加できる意識づくりの整備体制に向けて啓発を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（新福愛子君） PTAなんかもそうなんですけれども、最近お父様方のそういった場への参画というのが大変目に入ります。この健診にも父親が子どもを連れて参加される方々というのがいらっしゃるように思うんですけれども、現場としてはどうでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、現在いろんな乳幼児健診の中で、お父様がお子さんを連れていらっしゃる場合もありますし、あるいはご夫婦でいらっしゃる場合もありますし、男性の健診への参加も、少しずつですが、ふえているように思います。

以上です。

○3番（新福愛子君） 本当に、今までは育児であるとか介護というのは、女性が担っていくもの、そういった、長い間日本には慣習であるとか風習であるとか、また女性たちもそう思っておりましたので、そういったものがずっと続いてきたわけですが、急激に進んだ少子高齢化、この中で、もう男性もぼやぼやしておられない、本当にできる人がそうやって育児参加・介護参加、そういった時代に入っているように思います。

鹿児島県では、かごしま子育て応援企業登録制度というのがあります。積極的にそういった子育て支援をすとか、そういった活動をされる企業を登録して、勸奨していくという制度があるようですけれども、始良市内では、この該当になっている企業というものはあるのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 私の認識では、現在のところ、特別にそういう支援制度というのはいませんが、ただ各部それぞれ約40の子育て・介護に関する事業等がありますので、その中で男女共同参画の視点から改善する項目がないかどうか、今進捗管理ということで、評価をするようにお願いしておりますので、その結果を踏まえて研究していきたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） そのような男女共同参画の視点に立ちながら、積極的な、そういった企業を入札のときに優遇するとか、そういったことも必要ではないかというふうに思っております。

日曜日というのは、健診にはお医者様の確保が必要ですので、日曜日は難しいんだと思うんです。でも、もし土・日の開催が無理ならば、せめて土曜日とか、土曜日の午後とかは、お医者様がお休みになられますので、できたら本当に、針で風穴をあける、そういった気持ちで、例えば土曜日の午後に健診を持っていくというようなことを具体的に検討してみる、そんなような考えはあられませんかしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

先ほどから出ていますように、やはり土・日でないと健診が受けられないっていう方も確かにいらっしゃいます。市としましては、健診そのものを土曜日、あるいは日曜日に全体を実施するというものではなくて、例えばどうしても平日の検診に来られなかった方に来ていただくための一つの方法として、何らかのそういう平日以外のときに設ける、脱漏健診的な、そういうものができないかどうかというの、今後考えていきたいと思えます。

○3番（新福愛子君） 多様なライフサイクル、いろんな生き方が、生活様式も24時間体制で、365日回るような中で、子育て世代のお父様、お母様方も就労もされておりますので、やむを得ずというような部分からでもいいです。とにかく土曜日の午後あたりを今後お医者様とちょっと検討していただくような、そういったことをご提案申し上げて、最後の項目に入ります。

自治会への加入問題でございます。

昨日の質問でも議論になった自治会加入問題は、始良市だけでなく、全国共通の課題といえます。自治会は、最も身近な住民自治組織であり、地域の抱える問題、地域課題に対し、組織的に対応する力を持ち、防災、防犯、福祉や教育、環境といった多様な分野が抱える問題を解決するとともに、行政連絡業務や広報活動、日ごろからの親睦と交流など自主的な活動を通し、地域づくりを担っています。

本当に、自治会に加入されている方、ちょうど春も新年度がスタートしたところなんですけれども、私の住む自治会も100世帯ちょっとですけれども、マンション系のアパートも複数建てまいて、住民の世帯数の分母はふえているだけけれども、自治体未加入者は本当ここ数年ほとんど変わりません。

一方、自然減などで高齢者がなくなっていき、分子のほうは減る一方、その中で自治会として運営していくために、いろいろな負担金とか寄附金があります。自治会総会の会計の予算書などを見ますと、この負担金の中に衛生協会費であるとか社会協議会費、地区消防後援会、それから自治会保険料であるとか、防犯暴力追放協議会、そしてまた寄附金となると、赤い羽根、緑の募金、歳末たすけあい、赤十字社、そしてまた街灯維持費ということで、さまざまなこういった負担金とか寄附金、それが自治会に加入している方々にだけ重くのしかかり、昨日議論になりましたごみ問題を含めて、自治会未加入者との間に目に見えぬ溝がいよいよここに来て顕在化してきているかな、そんな気がいたします。

一方、新しい住宅開発のところでは、開発会社自体に最初から自治会にしっかりここをつくっていただくようにとか、そしてまたマンション・アパートの経営者の方にしっかりと、100%加入を目指

してください、そのような働きかけをされているところもあると思いますけれども、ご提案申し上げた準会員制度、これは「私は自治会に入っていないなくても、そんなに困らない」。変に、具体的に入ってしまうと、役員が回ってくるし、会費もちょっと結構負担になる、そういった方々に、私たちは暮らしていく中で、有形・無形、本当にみんな地域住民として恩恵に預かっているものがあるんですよ、その部分だけでもぜひご負担いただくと、この負担を受ける協議会等がもっと収入がふえるわけで、そうすると、いろんな活動もできるのではないかと、安心安全のまちづくりに寄与していくということを確認するわけなんですけれども、この準会員制度について、これもやっぱり地域づくりとなると、あらゆる方々が、それぞれの能力などを発揮して責任も分かち合いながら、まさに男女共同参画の視点からのまちづくりというものが、今後さらに大事になってくると思います。

それが強制的になるっていうのも、またそれはいけないなと思います。若い方々は、本当に寝るためだけに帰っていらっしゃる方、そういう方々も多いですし、ところが一旦災害となると、夜中に一斉にみんなで避難したり、そしてまた災害時にいろいろな協力をし合ったり、そうすると、やっぱり顔が見える関係が必要だなあ、その足がかりとして、準会員制度という実施をしている自治体もあるわけなんですけれども、これに対する見解というものをお聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

準会員制度ということですが、自治会加入の問題は、どこの地域におきましても、大きな問題になっておりまして、その中で、今申されましたように、自治会員ということではなくて、今言われた、そういったみんなですら使う防犯灯のお金だったりとか、そういったものを出していただくというようなことで、お願いされている、そういった取り組みをされている自治会もおありのようです。数字的には押さえておりませんが、そういったお話は聞いております。

○3番（新福愛子君） ちなみに、もう春になりましたので、始良市の自治体加入率、地域ごとに数が出ましたら、お示しください。あわせて、最近女性の自治会長さんも大変ふえております。きめ細やかな地域に対するいろいろな行動をとられまして、大変すばらしい。昔は、実際動くのは妻なんだけれども、自治会長名はなぜか夫になっている、そういった現状がありましたが、そういった風習がだんだん変わってきて、慣行が改められている結果でもあると思いますが、自治会加入率、そしてまた女性自治会長さんの数、お示しいただければと思います。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

自治会の加入率につきましては、26年の5月1日でございますが、74.1%。これは、世帯数を住民基本台帳の世帯数で出したものでありまして、自治会からの報告によりますと、86.1%というふうになっております。

また、女性の会長さんであります。全部におきましては321自治会でありますけれども、全体で35名、始良地区で116自治会中5名、加治木が120中22名、蒲生が85のうち8名というふうになっているようでございます。

○3番（新福愛子君） 自治会の加入が74.1。これ、行政側のチェックですね。自治会からは86.1ですが、これは旧町ごとのエリアの数字というのは出ずに、全体としての数字ということしかないんです

ようか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

今、申し上げたのは全体でございましたので、旧町ごとにつきましては、担当課長のほうで答弁いたします。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） 地域政策課の柘野でございます。

お答えいたします。

ただいま、部長のほうで26年の5月ということで申し上げましたけれども、毎年5月1日を基準日として自治会長さん方から報告いただいているんですけれども、今月も5月1日をいただいておりますが、ただいま、ことしの分につきましては集計中でありまして、また後もってというか、お知らせいたしたいと思っております。

部長が申し上げましたように、26年の5月現在で合計で74.1%でございますが、始良地区が72.6%、加治木地区で67.8%、蒲生地区で82.1%ということになっております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 人口の割には、始良地域が頑張っているかなど。加治木がちょっと苦しいかな、そんなような印象もあるわけですが、その辺のところをしっかりと分析してみる必要があるのではないかというふうに思っております。

出雲市では、平成22年度に副市長を座長に、広報情報課、防災交通課、福祉推進課、高齢者福祉課、市民課、文化・スポーツ課と、全庁の組織でプロジェクトチームをつくって、ワーキンググループを立ち上げて、自治会加入促進に対する検討会を進められました。そして、未加入者にインタビューをし、どのような状況で未加入に至っているのか、そういったこともしっかりと分析されています。

始良市、私もいただきました満足度調査にも、73ページぐらいから、しっかりと、「自治会に入っていますか」、それから、「今後協働のまちづくりを充実するにはどのような取り組みが必要でありますか」というような問いがありまして、その辺のデータもあります。

私は、これは本当この地域づくり、ことしから校区コミュニティ協議会というのもスタートいたしましたし、それは決して行事消化型ではなく、そういったもののためではなく、いかに暮らしやすいまちづくりをするか、そのために立ち上げられた協議会だと思っております。

ぜひ転入される方々に、例えばこの間DVDをいただきました。市民歌、いい歌ができました。市民音頭もいいですね。本当に始良市の全てが網羅されていて、何とも希望あふれる歌であり、音頭であったということを大きく評価したいと思いますし、携わられた皆様に、心から敬意、そしてまた感謝を申し上げたいと思っております。

そういったものとか、そしてまた地域によって特色ある取り組みをしているところを織り込んだり、そういった転入者向けのDVDとか、そういったものもつくられてはどうでしょうか。

そして、ファクス用紙に加入申し込みなどをつけ加えて、それをお渡しするとか、本当に工夫しようと思えば、いろんなことが考えられます。

この自治会加入問題というのは、我が市だけではなく、全国的に、そしてまた、これから安心安全のまちづくりのために絶対大切な取り組むべきもので、決して任意団体だからといって、市はあまり

かわれない、そんな姿勢ではいけないというふうに私は認識しております。

現に、自治会の組織の皆様も、例えば市が準会員制度などしてくれるとやりやすい。自分たちから独自のってというのは、なかなかしっかりした自治会でないとできない。そこは市の後押しが必要なんだということをお話をさせていただきながら感じたところです。

市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 災害時の避難などの例を見ましても、自治会組織というのは大変大切な組織でございます。そういうことから、未加入の方についても、準会員制度が、もしその自治会で採用いただけるものであれば、登録等もスムーズにいくというふうに思いますので、今後そのことも含めて、どのように促進ができるかということは全庁的にやっていきたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） 終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで新福愛子議員の一般質問を終わります。ここで、しばらく休憩します。
午後からの会議は1時10分から開きます。

（午前11時56分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時07分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

5番、堂森忠夫議員の発言を許します。

○5番（堂森忠夫君） 登壇

今回は、市民密着型の質問を3点用意しておりますので、早速質問通告に入りたいと思います。

質問事項1、1次産業（農林業）の振興について。

要旨1、少子高齢化社会の波が大きくなる中で、1次産業分野では後継者不足により荒廃地が目立つ状態である。新たな取り組みとして、この荒廃地の自然の力を最大に生かし、漢方薬栽培の振興、促進、推進に努められないか。

要旨2、近年ほ場整備で田んぼまで車が進入可能となったが、若者は快適で便利な町や都会へ出ている家庭が多い状態である。このままでは先祖が苦勞して開墾した田畑のほとんどが休耕地となり、1次産業や地域の文化を継承することは危機的な状態に陥ると思う。

この危機を打破していくためには、この休耕地を農林体験研修場として、公務員、児童生徒や企業等の社会貢献活動の取り組みとしての休耕地活用を推進できないか。

要旨3、中国や韓国の木材輸出量が九州では伸びていると聞かすが、市内の林業市場や林業関連雇用の現状はどうか。また、バイオマスボイラーをくすの湯に設置したが、薪燃料の年間使用料確保は十分か。林業の振興には需要拡大に力を入れ注ぐことが求められるが、今後どのような振興策に努めるのか問う。

質問事項2、少子高齢化対策について。

要旨1、旧町時代は各消防分団で独居老人宅の訪問があり心強かったが、近ごろは自治会員数も減少して、周りに人が少なく、頼る人がいないので夜は怖いとの声を聞く。独居老人宅には緊急用の連絡通知警報ベルなどの設置を図り、安心して住めるような安否確認等の機能強化に努められないか。

要旨2、各地区の少子化対策問題は一挙に解決する問題ではないが、いろいろな事業計画を実行する中で、農山村集落など過疎地域における事業計画のおくれにより、少子高齢化や各分野での後継者不足などアンバランスな社会になったのではないか。

事業計画には掲げても費用対効果などを理由に山村地区の施設等への事業へ控えてきたので、少子高齢になったと地区民は捉えているが、採算を重要視するだけではなく、全て地域文化を継承し、少子化対策としての事業強化を推進できないか。例えば消防施設や校区児童増のための事業強化として、山村地区の市営住宅や空き家を整備して販売や借家として借りて人の活用を推進する事業を進めることが少子化対策につながると察するがどのように考えるか。

質問事項3、加治木港町の活性化について。

要旨1、港町商店街の道路は昨年度の事業で整備され、喜ばしいところだが、その反面駐車場がなくなり客数が減り続けている状態である。この問題を解決しないと港町の活気は回復できない状態であるが、どのような対策を考えているか。

要旨2、警察跡地は更地にして周囲を囲い、生かされていない状態だが、使用目的が決まるまで県民に開放できるような施策を市で講じることが地域の活性化につながると思うが、考えを示せ。

質問事項4、河川災害について。

要旨1、梅雨や台風時期になると大雨により河川災害が発生しやすい状況となる。昨年度、辺川下地区の栗脇橋が復旧完成したが、橋の左岸側の橋への乗り入れ口はガードレールがなく、車が川で転倒する事故が起こるような設計、施工だが、危険を想定して変更や追加工事はできなかったのか問う。

要旨2、湯之谷川に流れる用水路（桑迫地区）ではシラス山が用水路へ滑り落ちているが、その対応を問う。また、湯之谷橋の右岸側は近年一戸建て住宅が密集してきたが、河川敷沿いの生活道路にはガードレールがないところもあり、危険な状態であるため、県へ整備を促すべきではないか。

要旨3、河川災害を未然に防ぐため、河川敷の寄州を官民一体となつての作業実践を組織化（NPOなど）して、寄州撤去などが施行できるようにし、安心安全な地域づくりが可能な社会貢献型のNPO活動で河川敷を守ることはできないか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登壇

堂森議員のご質問にお答えします。

1問目の1次産業（農林業）の振興についての1点目のご質問にお答えいたします。

漢方薬の原料である生薬の多くは、中国からの輸入に頼っております。近年中国の経済成長に伴い価格は上昇し、安価で良質な生薬の入手が難しくなっているようであります。国内では生薬の栽培に取り組もうとする動きがあるようですが、生薬の種苗確保や品質、収穫などの技術の確立が課題のようであります。

薬用作物は契約栽培であり、生産物の全量買い上げや、種苗の無償化貸与などにより安定した栽培が期待できることもあり、今後中山間地域などの自然条件を生かした生薬栽培について調査研究してまいります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

市におきましては、耕作放棄の防止等に取り組む活動に対して、中山間地域等直接支払交付金事業や、多面的機能、支払交付金事業等により支援を行っております。また、耕作放棄地の再生用機械として雑草等を刈り取るフレールモアや硬盤層を破砕するサブソイラの貸し出しも行い、農地の再生や耕作放棄地の発生防止に取り組んでいるところであります。休耕田の活用としましては、現在、一部の地域において、そばや景観作物の作付けなどの活動などが行われております。

ご指摘の公務員や児童生徒、企業等の社会貢献活動としての取り組みについては、所有者や地域の方々の協力も必要であることから、農業委員会と連携を図りながら今後検討してまいります。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

始良西武森林組合が経営する蒲生木材流通センターの木材出荷量は中国や韓国への輸出用やバイオマス発電用の木材需要の増加に伴い、平成25年からふえている状況であります。また、木材価格も同様に平成24年と比較して、高値で取り引きされております。林業関連の雇用については、始良西武森林組合が高性能、林業機械導入等により新たな林業労働者を雇用しております。

また、昨年度、三好産業株式会社が蒲生町下久徳に木質バイオマス発電用の木材チップ加工施設を整備し、現在2人雇用しており、本格操業に向け追加雇用を計画しているとのことであります。くすの湯のバイオマスボイラーは、平成26年度木質バイオマスエネルギー導入促進事業補助金を活用して導入いたしました。燃料用木材については、平成27年度から31年度までの5年間、毎年600m³を使用する計画であります。燃料の確保については、始良西武森林組合と木材の安定取引に関する協定を締結しており、安定的に確保できるものと考えております。

市におきましては、平成24年度に定めた市公共建築物等、木材利用促進方針に基づき、市が整備する公共建築物や公共土木事業において使用する木材は、可能な限り市内で生産された木材を使用することとしております。

今後におきましても、新たな公共施設を整備する場合は、積極的に地元材を利用してまいります。さらに今後、輸出用や木質バイオマス発電用の木材需要がかなりふえてくると思われまますので、路網の整備、森林施業の集約化や高性能、林業機械の導入などにより、木材生産コストの削減を図り、地元材を安定的に供給する体制づくりを推進してまいります。

次に、2 問目の少子高齢化対策についての1 点目のご質問にお答えします。

高齢者等の安否確認については、民生委員や在宅福祉アドバイザー、地域包括支援センターの相談員などによる状況確認、配食サービス事業における配達時の安否確認などを通じて見守り、声かけなどの支援活動を日々行っております。

さらに市におきましては、ひとり暮らしの高齢者等に対し、在宅での安全安心な生活を支援するために、電話方式の緊急通報装置を貸与しております。今後も現在実施しております各種サービスを継続するとともに、自治会、校区コミュニティ協議会、社会福祉協議会などと連携しながら地域住民全体で支え合う体制づくりに努めてまいります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

農山村集落などの過疎地域での少子高齢化や各分野での後継者不足は本市に限らず全国的な問題となっております。

人口減少問題は、地域によって状況や原因が異なっており、東京一極集中などにより、地方の人口は減少の一途を辿っていると考えられます。市といたしましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略

の策定に当たって、本市の置かれている状況等を分析し、市、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議における協議により、ソフト面からの少子化対策等の事業強化も検討してまいります。

ご指摘の山村部の人口増や、少子化対策については農業後継者や若者の定住が不可欠であり、そのための住宅の確保について空き家等の利活用も含め、調査研究してまいります。

次に、3問目の加治木港町の活性化策についての1点目のご質問にお答えいたします。

港町飲食店街では、これまで相次ぐ企業等の撤退などにより、年々集客が難しくなり、何らかの対策を模索されていましたが、さらに警察署も移転することとなり、安全安心という面で港町全体の地域に与える影響も懸念されていたところであります。

市におきましては、平成25年度鹿児島県地域振興推進事業を導入し、加治木港町飲食店街活性化事業として道路整備や街路灯、防犯カメラ等を設置することにより、飲食店街がより明るくなり集客につながることで、また地域住民の安全安心につながることを目的に整備を進めてまいりました。網掛川沿いの駐車スペースについては、これまでもお答えしてきましたとおり、この事業を進める上で、少しでも駐車場を確保する必要があると考え、計画を進めておりました。しかしながら、網掛通線の石堤部分の道路整備について、石堤の保存を望む方々の陳情等により県の了解が得られず、計画どおりの整備ができなかったことから、道路線形が変わり、平成25年当時の公安委員会による交差点協議で指摘があり、駐車スペースの確保に至らなかったものであります。このことが飲食店街を利用する客数に少なからず影響しているものと考えます。

なお、その後の市の取り組みについては、今年の第3回定例会に答弁申し上げたとおり、候補地の紹介や交渉窓口になるなど、協議を重ねてきましたが、適地確保には至っておりません。市といたしましては、今後とも商工会や地元飲食店街の方々と協議、検討していきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えします。

警察署跡地につきましては、本年第1回定例会で答弁申し上げたとおり、県の体育施設等を誘致するための候補地の1つとして捉えております。今後どこに建設するのか、県の動向がはっきりしない状況ではありますが、当面は当該候補地として引き続き県に要望していくこととしておりますので、今のところ他の用途への利用は考えておりません。

次に、4問目の河川災害についての1点目のご質問にお答えいたします。

農道橋、栗脇橋は、平成25年8月31日から9月2日までのいわゆる8月豪雨で被災し、落橋したため、農地・農業用施設災害復旧事業で延長20.3m、幅員2.5mと農業用施設災害関連事業で延長追加3.2m、接続する取付道路の幅員にあわせた1.5m拡幅分の2本立てで対応し、総延長23.5m、総幅員4mの単純鋼桁橋が本年3月に完成いたしました。

ガードレールについては、国の災害査定時に右岸、左岸ともにガードレール設置で申請しましたが、右岸側だけ市道との接続がありましたので、査定で認められましたが、左岸側は認められなかったため、現在、応急的に対応しております。市といたしましては、通行の安全性からも、早い時期に市単独事業でガードレールの設置を検討したいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

準用河川湯之谷川に流入する用排水路沿いのシラス山の浸食、崩落対応については、平成16年度に団体営土砂崩壊防止事業として事業採択されましたが、諸般の事情により事業推進が困難になり、国・県と十分検討を重ねた結果、最終的には事業を中止することになった経緯があります。現在浸食、崩落シラス等の対策として団体営土砂崩壊防止事業の代替策である約60m³の沈砂池を事業中止箇所の

下流域に設置し対応しております。

湯之谷橋右岸のガードレール設置について、ご質問の箇所は個人所有地と県が管理する河川であり、また河川敷の一部を市道として利用している箇所でもあります。市道部分についてはガードレールを設置しておりますが、それ以外の部分については利用者が県に河川占用申請を行い、許可を得て設置することになっております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

河川の寄州除去については、県への要望や市の一般単独河川整備事業により、当該管轄する区域について実施しており、今後も維持管理に努めたいと考えております。官民一体となったNPOによる、寄州底の施工については、業種が建設業であり、大型重機の使用など労働安全の観点も考慮する必要があるため、技術、管理、施工体制が整った建設業者による施工が適切であること、また地元建設事業者を育成する観点から、現在のところ考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○5番（堂森忠夫君） 早速再質問に入ります。

漢方薬の質問は、始良市議会で初めてでしたので、答弁としてはこの程度の答弁しか今のところは答えられないかなと思っているんですが、今国は漢方薬に関して、国はというより国会議員です、鹿児島県の出身の尾辻さんが、この漢方薬の推進も議員連盟をとって推進に取り組んでらっしゃいます。それとも国民新党野間さんですか、この2人が中心になって国会議員では取り組んでおまして。そしてまた始良市でも私は3年ほど前ちょっと飲みニケーションで知り合った人なんですが、久保さんの方がこの漢方薬栽培に取り組んでおまして、それがニンジンであります、山ニンジンです。この山ニンジンに関して私の師匠である久保さんからちょっと資料をいただいておりますのでちょっと読んでみたいと思います。

日本山ニンジンとは、今から350年ほど前の江戸時代に薩摩藩が門外不出の幻の秘薬（カビノクサ）として密かに愛用されてきた不老長寿の霊薬であり、自生植物です。学名はヒュウガトウキというせり科の多年草植物で、根の形が朝鮮ニンジンと似ていることから日本山ニンジンと呼ばれるようになったと言われている。根は厚生労働省から生薬（天然に存在する薬効を持つ産物から有効成分を生成することなく体質の改善を目的として用いる薬の総称）として認定されている。つまり医薬品である。生薬はわずかで日本ヤマニンジンとその他はほかは、イチョウ葉エキス、ウコン等で現在は研究が進んで、葉、茎にも有効成分があり健康食品として普及してお茶として販売している。そのお茶がこれでございます。これは議長の許可をもらって持ってきました。これが葉っぱですね、乾燥した葉っぱでございます。これがこの日本山ニンジンとは、薬用成分の薩摩を宝庫じゃっち、下記のような効果があるということでございます。動脈硬化、心筋梗塞、脳出血、脳梗塞の予防にもよいということです。それに気管支炎、ぜんそく、アレルギー性皮膚炎など、それとがん細胞の抑制にもよいと。糖尿病にもよいということです。糖尿病が特に、これを1年半飲み続けた人が、もともと糖尿病、インシュリン打ってた人が病院に行ったら医者からもうインシュリンは打たなくてよいと言われる。そこまですごいいいやつだなということで、私も一生懸命これを普及したいなと思って一般質問で取り上げたわけです。

栽培する畑は、5年以上の荒廃地です、荒廃地が望ましいと、なぜかという化学肥料や除草剤などの残留成分が四、五年でなくなるということです。土壌づくりには3か年ほどかかるそうです。肥

料はもちろん無農薬の有機肥料を使用して栽培してる。連作はできないと。だから5年して収穫して1年が休耕するというような、そういった栽培方法でございます。

でも、この葉っぱのほうはもう毎年、春と秋に収穫できますので、葉に魅力があるなどということでございます。ほかに葉、茎を利用する薬草にはアシタバ、イカリソウ、ゲンノショウコ、マオウアマチャ、スイカズラ、イタドリ、ドクダミ、センブリ、フジバカマ、ハコベ、タンポポ、ヨモギ、オオバコ、ボタンボウフウ、いろいろ私の知らないのがたくさんあるようです。根の利用には葛、イタドリ、カンゾウ、シャクヤク、キキョウ、リンドウとこういったのがあるとのことでございます。

そして、インターネットでもちょっと調べてみました。そしたら宮崎のほうで結構お茶をパック入りにして販売しております。それがこんな形ですけどパックに入れて値段が結構します。1万近くするのもあれば、結構値段も採算がとれる値段だと思っております。宮崎のほうは恐らく根っこをしていらっしゃるんじゃないかなと思いますけど。

こういった現在も取り組んで4年目ですので、これをすごく効能もいいですので私はこれを普及、やっぱ市がこれを推進すれば普及も早いと思うんです。ですので、初めてのことでですけど、やっぱり市のほうもこれから取り組んでいただきたいと思うんですが、それと取り組む姿勢を聞きたいんですが、その辺のこの今のこの説明を聞いて担当課としては、この取り組み姿勢をこれからやっていきたいと思うんですが、その辺の調査、研究をひとつするということですので、その辺のちょっとコメントを願いたい。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えいたします。

日本山ニンジンの普及、推進についてということについてでございますけれども、この山ニンジンの生育する環境といいますが、あまり日の当たらない日陰ですとかあと寒暖の差の激しいところがいいところや、他の大きな栽培面積も必要なくて栽培技術があれば狭いところで十分栽培ができるというようなことでございます。

そういったことの中で、中山間地域にいわゆる山影といったような耕作に不向きな場所でも十分栽培ができるのではないかと考えております。ただ、漢方薬の原料となるので、あるだけに、普通の農作物とは違いまして、やはり一定の品質をクリアするという課題もあろうかと思えます。

今後、排水ですとかまた肥培管理それとあと栽培技術や立地条件、販売先などさまざまな分野になりまして検討して推進する方向で研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（堂森忠夫君） ほんと畑として使わない場所が逆にいいちゅうわけです。ですので、荒廢地がすごくいいわけです。景観にもいいわけです。そしてまた糖尿病にいいと。始良市で糖尿病患者はどれぐらい糖尿の薬を飲んでたか、どれぐらいいらっしゃるんでしょうか。わかっていたらお答え願います。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

始良市における糖尿病の患者数ですけども、市全体でのちょっと把握は難しいんですが、本市の国民健康保険加入者の平成25年3月から平成26年2月の1年間の医療費の分析を思案した結果で、糖尿病や糖尿病性の疾患を持ってらっしゃる方が約5,000人、割合にしまして26%を占めておりまして、

国保加入者の4人に1人となっております。

以上です。

○5番（堂森忠夫君） 市長、すごい数ですね。この方を病気を治す施策をすれば、この方から喜ばれるわけですよ。やはり喜ばれる事業どんどん展開してもらいたいと思うんですが、市長のこの推進決意を述べていただきたいんですけどどうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） かねてから耕作放棄地の活用の仕方等々いろいろ協議をしてるわけですが、なかなか妙案が出ないところでもございましたが、大変ありがたいお話でございます。その促進の1つとしてどのように今農林部長が申し上げたように、やっぱり出口の分を含めてしっかりと対応しないとイケないと思いますので、しっかり勉強さしていただきたいというふうに思います。

○5番（堂森忠夫君） いい答弁いただきましたので次に入ります。

2点目です。私はこのこれからこういうところがどんどん出てくると思うんです。つくらない田んぼほ場整備したけれど、後継者がいなくてあいてるに田んぼです。これを前回の議会でも一般質問で出てきましたけれど、どうするんだと。やはりそれにはやっぱり市としては生かす方法考えないといけない。

だから、これから何に困ってくるか、そう困ってるところに困ってるものをひっつけてやればよくなるんじゃないかなという発想です。ですからこれから市長は年をとればやっぱりみんな健康考えますよね。その次何がほしいですか。健康の次に何がほしいですか。

○市長（笹山義弘君） 私の、いつも一般質問も申し上げておりますように、歌之介じゃないですけど、命より健康でございます。まず健康で長寿、健康寿命を延ばすということが1番であろうというふうに思います。その次は平和ですかね、やっぱり。

○5番（堂森忠夫君） 個人的にはその次若さじゃないかなと思うんですが、年をとっていくわけですから、若さだけはこれはもう返ってこないわけですから、というのが自分にはないものを育ててやればいいわけですよ。だから若い人たちを育てましょうやと。これが1番です。次の世代を育てる、そこに力を入れる。どこもこれから人いないわけだから、全国。同じことをやってたってみんな一緒です。だから人材育成だと思ってます。だからこの人材育成に力を入れたところがよくなっていくだろうと、私は決意しましたよ。この5月の誕生日ですけど66歳になりました。66歳の決意をスイッチオンしました。だから髪もこうなんです。今まではよかふう見せよちしょっで。見せたところで、年とつきやっから、だから若い人を育てるのに力を入れようか。それにはどこも取り組んでいます。人材育成には、ですから、先にそこに目を向けた市が変わるやろうと思ってます。そして、私はこの始良市を、ビッグ始良市にしたいなと、その決意を練ってきました。

それで、平成16年にこれから永原が小学校が特認校をいただきました。そして10年後どうなるかちゅうことを考えました。だから人材育成。そして夢開拓学校という看板を掲げました。そして10年たちました。これから実践するときです。行動に移すときです。だから若者を育成するのに市長が一生懸命取り組めば、始良市はビッグ始良市。最近日本一というの聞こえないです。どんどん日本一と

いう声を出してください。そして次の世代づくりをしたところが少子高齢化問題も解決すると思います。ですから田んぼがあいてくる、困っている、ここに今のコンビニをなぜコンビニかちゅうと、ここに始良市の場合はここに1番若い人が集まってるじゃないですか。市場よりも。だからここで人を育てるのに連携したいなど。そしてもう10年計画できたわけですから、地域の人たちも理解してそこにことしから取り組もうやって田んぼも借りてあります。だからここで、まずは市長が1番先にせないかな。ですから春は間に合いませんので、秋の収穫に地域と一緒に部下連れて刈り入れをしたらどうかと思うんですが、市長どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 大変いい体験になると、役には立たんと思いますけれども、いい体験になるんじゃないかと思っております。

○5番（堂森忠夫君） 最初は役に立たんでも、私は何もできないのもいいと思っています。できる人は傲慢なんです。威張りたくせえですね。できなかったら威張れないんです。素直になります。だからいいんです。だからそこからスタートしましょう。そして愛情を注ぐことがいい始良市になると思います。この件については市長の前向きな答弁いただきました。また答弁も検討してまいりますということでございますので、時間との関係もありますので次に入りたいと思います。

3点目です。非常にバイオマスボイラーをつけられてよい方向にはいってるなどは思っております。最後のほうに路網の整備等にも力を入れると答弁いただいているわけですが、うちの田舎には嶽地区の奥に徳丸線というのがあります。でも奥には、住宅は1軒しかありませんけれど、市道ですが、ただ実際は林道として使ってるのが主なんです。こういったところもこの分野で整備ができるんですか、担当者。そういった道路。市道の分野も林道として使ってる分野にできますか、その答弁お願いします。

○農林水産部長（海老原経記君） ただいまのご質問、担当課長にさせます。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田です。お答えいたします。

一応林道、そしてあと木を出す作業道的なものについては、林務のほうから補助というのができますけれど、今現在市道であれば、そういった対応、対象の道路にはなりませんのでよろしく願います。

○5番（堂森忠夫君） これが民間から見た対場と行政のこの食い違いがあるわけですね。こういったところ改善できるようになんか努めてもらいたいなと思ってます。でなきゃ市のほうで予算組まんといかんとなるわけですから。だから使ってるのは林道目的で使ってるのが多いわけです。これはちょっとあまりそこに時間費やすことはちょっと今回はしませんが、その辺ができるように検討してもらいたいと思います。

それと1次産業を出しておりますので、やはり私たち一生のうちに1度は1次産業農林業、漁業、どこかでタッチすべきかなと思ってます。前にも述べましたけど。それと山、杉、50年に1度はやっぱり畑と一緒に借り入れをして、また植えるというような50年に1度どこかで1回はそういったことができるような、推進に努めていただきたいなと思っております。次にまたこの答えはすぐに出は

出てきませんので、そういう要望をいたしまして次の質問に入ります。

この緊急通報装置なんです、私は議会が終わるたびに地域を回るんですが、その中で竜門地区の迫というところ、迫地区というところがあります。そこ回ったとき、奥のほうですけども、もうあたかもこわ父ちゃんがなごなっせひといやっもんで、晩はおとろしいがおっち通報ベルが前頼んであったどんかあば、しっくれんやしたおうっち、いけんかしっごっしっくいやんせよ。ということで一般質問で取り上げた訳です。でないところというところがまだほかにもあるだろうなど。それともう1つ、うちの田舎では85だと1人で住んでるおばあちゃんがいらっしゃいます。まだ元気ですけど。あたいは貧乏生活しようっでよっち、そいをせえばお、ぜんがいっちょつとがなあ。しいちよらんとなあ。そういう人がいらっしゃいます。嶽の樗木さんちゅう方ですけどね。

ほでまた議会と語る会でもこないだ重富のほうから海岸地帯は非常に危険なところが多いですって。だから海岸地帯のほうだけでも通報ベルみたいなものがあればなあというのもありましたよ。ですから、条例やなんや決まりごとがありますけど、型にはまったような行政運営だけでは市民は泣くだけです、その辺を改善していただきたいなということで質問にしているわけです。皆さんは条例どおりせんないかんところはありますけど、市民から見たらそれだけではよくはならんなどと思っておりますので、その辺は十分に検討して、この人たちは困っていることができるような体制とこういった設置は今後どのような、やると書いてありますけど、ちょっとその辺についてちょっと答弁願いたいんです。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今の緊急通報体制の整備事業ですか議員おっしゃるように利用料のほうに月に収入によりまして最低でも500円かかります。それで議員のおっしゃることもよくわかりますので、今市長の答弁にもありましたように、地域の全体で支え合うというそういう体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（堂森忠夫君） ぜひ、今私が上げたところもう1回訪問してってください。そしたら生の声聞いてどんなふう改善してけばいいかということがわかると思いますので、よろしくお願いします。

それと2点目です。ほんと農村地区においては、人がおらんごなつたところが1番寂しいです。ですからこの歯どめを、議会ではいい答弁をしますよ、皆さん。だけどそれが実際に答弁と実際にそれがなってるかです。言葉うまいですからね、皆さんは。笑ってる。ほんとですよ市長、市長も一緒なんですよ、ほんとうまいから、答弁はね、みんなぼっちです。100点です。だけど市民から見たらきれいごとで終わってしまうな、そうにならんように、さっき私は例を例えの例も挙げてましたよね、市営住宅の問題。これは何を強調したいか。永原小学校校区の市営住宅です。計画の中では二十何年度にやりますよと述べてらっしゃいます、市長は。だけどなんちゅうのか、そのときになつてみないとわからんような、やるんだと言いながら片っ方では財政を見ながらとか、これじゃあいつになつてもよくはならんなど思っているわけです。これが旧町の時代と一緒に。合併して大きくなったんだから市長、大きくなってくださいよ、やるんだと言ってください。そうやったら地域も盛り上がってきます。寄って来ますよ。魅力あるところに人は寄って来るわけですから。市民を喜ばせる。そうすりゃ喜んでいろんなことを一緒になつて取り組んでくれますよ。どうでしょうか。永原小学校あやふやじゃなくてやりますとはっきり言ったらどうでしょう。

○市長（笹山義弘君） 中山間地域の住宅政策ということについては、1つずつ地域を重点的にしていくということではしております。そういうことからしないということは一切言っておりませんのでやる計画でございます。ただいろいろのその住宅政策といってもいろいろ多岐にわたりますので、その中でどのようにするかということでもありますけど、山田の地区もそのようにしましたように、要はその地域がそのまず拠点となるのは小学校であろうということには認識しておりますので、その小学校をいかに存続させていくかということについてはいろいろな政策がありますので、包含して取り組んでいくということについては変わらないつもりでございます。

○5番（堂森忠夫君） その姿勢を貫き通してもらいたいなと思っております。どこもこれからそこに力を入れるんですから。そしてそういったところは環境のいい町場よりも多少値段をおとしてでもいいと思うんです。そこに人がいることのほうが価値が大きいわけですから。だから費用対効果だけに力を強調してもらっては地域は死んでしまうよということを強調したいわけなんです。ですので、もしそれができないときには、またそれなりのまた質問をしてきますから、今これぐらいでとめておきたいと思えます。

　　だけどよそ、私は今後においてはやっぱ地域をどういうふうに育てていくかで決まってくると思えますよ。地域にどれだけ今永春校区には9人家族が引っ越してきましたけど、これも地域の人たちも私は言ってます。みんなでこの人たちがここにいるように協力しましょうやと、学校の先生たちに。ですから、そういったやはり県外から引っ越してきたら、費用の助成するぐらいの、どこだったかな、新潟県ではそういった手厚いことをしてるところもあるんです。そして表にするとわかりやすいんです。そういったやはり今はそれぐらいしないことには人は寄って来ないと思うんですけど、県外から引っ越して来た人にそういった引っ越しの助成金とかありますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

　　昨年度までの事業の中で移住、定住、促進事業やっておりましたので、昨年までの3年間はそういった事業行っておりましたが、現在は26年度で終了してるところでございます。

○5番（堂森忠夫君） これが役所のやり方ですからね。だからそれではよくならんちゅうわけですよ。だからやはりそういったせっかく条例つくったんだから受け入れやすいようなふうに、その辺をまた見直していただきたいなと思ってます。検討していただきたいと思えます。あと12分ありますので次に入ります。

　　港町の活性化ですが、市長この問題は私はもうこの議会の本会議場でこれはやりとりしよっても始まんなと思ってます。ですので、もう1回、もう賛成がおれば反対が必ずおるわけですので、それを議会で議論し合っても解決策にはならんから、1回その地域で賛成した人反対した人、自由に発言をして、そこでみんなが妥協する線を1回つくらないことには、これは市長も方向性ができないんじゃないかなと思うんです。だから、1回議会も加治木地区の議員みんな参加させて、そして地域の人たちとじっくりと話し合っって1本にまとめないことには先に進まないんじゃないかなと思うんですが、市長はどんな考えですか。

○市長（笹山義弘君） 行政が各種事業を推進するときにルールがございます。行政が一方的にその事業を相談なしにするということは絶対ないわけでありまして、その事業を入れる際には地元の方々の声を聞いたり、いろいろ各種団体の方々に入っていただき声も拾いますし、当然相手の機関もございますから、そこもしっかり協議をしながら慎重に事業を進めながら予算の措置の手当の仕方等々しながらしっかり裏づけされた形での提案という形で上程するわけでありまして。

この事業について私が申し上げたいことは、この最高議決機関であります議会において、議決をいただいた事業であるということでありまして。したがって予算をつけていただいた限りは執行機関としてそれを粛々推進していくと、そういう事業を進めて行くというのが私の立場でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（堂森忠夫君） 私も人生修行時代はよそでしたけど、加治木に帰って来てもう三十五、六年になりますけど、歴代の市長、宇都宮町長、川野町長、この工事をずっとやってきておるわけです。前はあそこに大迫茶屋さんがありますよね、あの先まで石畳だったんですから。それを宇都宮さんのときから工事をして、今は市民は喜んでる。これは文化財としてのそういった指定にはなっていないわけですので、その辺も新しい人たちが帰って来ていらっしゃる方もその辺知らない人たちもいらっしゃいますので、過去の説明もしながらどっかで納得いく線を掴んでいただきたいと思います。

時間がありませんので次に入ります。

今度4問、河川ですね。私はこの湯之谷川のこの上流の平成16年、この取り組みの日の地域から何とかせんかということで取り組んだ経緯があります。ですが諸般の事情によりとありますので、そこはもう深く追求しません。その辺私も理解しておりますから。ただ、こういうのが多くなって、手をつけられなかったらどうなるか、やがてはこれが流れるやろうなと思ってます。

そしてもうこれは、この問題は要旨1、2絡みあって質問したいと思います。やがて、これも流れると思うんです。流れたときに大きな寄州は工事発注してできるけど、小さな工事はできないじゃないですか、工事発注として。それと答弁を工事発注に関していただいておりますけど、河川にもいろいろあるじゃないですか。大きいものから小さいの、そして大きい工事は業者に頼んだほうがいいです。小さな工事を業者頼んだら、逆に業者は喜ばないですよ、採算がとれないから。だから常に2通りを考えないといかんですよ。大きい工事、小さな工事、小さな工事にもあるわけじゃないですか河川には小さなのが。そして小さなのはNPOでもできるようなユンボを使わないで、スコップでしかなっよなのは、もう小さな組織に頼んだほうが安いわけです。大きな工事は人件費が高いから。だからそこを私は言いたかったです。この答弁は全部全て業者じゃないですか。そうじゃなくて、この答弁は私は最後の河川関係についてはちょっと答弁がもうちょっと丁寧な答弁がほしかったなと思ってます。

そして、河川関係においては、平成25年に河川法協力団体制度の概要によってこれ改正されてるじゃないですか。NPOでも取り組みができるじゃないですか。そういうもうちょっと丁寧な答弁をしていただければ納得がいくけれど、NPOで堤防沿いの管理、草刈り等もできます。河川敷のいろんな調査、ビオトープの整備やいろんなことができる、NPOでできるわけだ。ほれでこれじゃ何もできないという。だから、旧町時代の答弁と変わらないちゅうわけです。合併したんだからちゃんとここにありますよ、市長。河川の法が変わってるんですから。これ見てください。いろんな工事の実施の承認をできますよ。工作物の新築等にもできますよなってます。そして、大きな寄州はもう取り

除くより、逆にたまったそれを利用したらどうかと、大きなのはですよ。よその1級河川を見てください。ゴルフの練習場もできるサッカーの練習場もできるところがあるじゃないですか。たまったそれを逆に生かすと大きなのはですよ、搬出するより。そしてどういうふうにするか、犬の散歩するところがないわけです。そこに犬の散歩の公園つくってやったら喜ばれますよ、市民は。そういう発想は持ってないんですか。だからNPOでできんかちゅうことです。そうしたら、市民は喜びますよ。網掛川見てください、もうセンダンの木が立っちよるですよ。それよりももうちょっと市民が喜ぶようなふうに整備してやったらそれをNPOでやったらどうでしょうかってことです。河川は盛りましょうやちゅってるわけだから。業者に地元育成を建設会社の育成をと書いてあるけれど、小さい工事から発注しても育成にはならない。どうでしょうか。このことについては。

○建設部長（岩穴口弘行君） まずこの今言われましたスコープでとるような寄州いいですか、そういうようなのは寄州とは言わないのではないかというふうに私は思います。

それと、まず河川敷、堤防敷は建設業者の方々もですけども、いろんなボランティア団体の方々が協力していただいて、草払いとかそういうのしていただいいて、始良市内のある程度河川はきれいな状況になっております。

それと、寄州を残してゴルフ場とか犬の散歩ができるようなそういう施設をとというご意見ですけども、始良市内の河川はそんなに大きな河川はございません。ですので、それを寄州を残したままにしておきますとどうしても河積を狭めてしましまして、それが堤外地にあふれてしまつて洪水になったりってことがございますので、県と、協議しながら県も4年をかけまして寄州の除去をやっていただいたところがございますけれども、極力河積を狭めないような形で維持管理のほうは努めているところでございます。

○5番（堂森忠夫君） 答弁いただいたけど、市長、インターネットで見てください、河川法が変わって、いろんなことができるようになってます。これをやはり生かすことによって、市民も喜んでくれる、そしてまた災害も未然に防げるようになると思います。こういった団体です、何ちゅうんですか、寄州の生えてるあれ、ああいう刈り取りをそういうところでしたらいいじゃないですか。何もかんも業者に頼ったらすごい経費がかかるんじゃないですか。ちょっとその辺の最後1分ですから。答弁お願いします。

○市長（笹山義弘君） 財政には限りがございますので、行政サービスをどのように推進していくかということをしたときに、まず業者でなく軽微な作業としてはシルバーもしくはNPOという手法もあると思います。そしてあと校区コミュニティを立ち上げていただきましたが、これが事業主体となって地域の課題について取り組んでいただく。そのことによってコミュニティ協議会の運営費が。

○議長（湯之原一郎君） これで、堂森忠夫議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午後2時07分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時16分開議)

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、19番吉村賢一議員の発言を許します。

○19番（吉村賢一君） 登 壇

こんにちは。本日最後になりました。ご多忙の中、多数足を運んでいただきましてありがとうございます。加治木の19番の吉村でございます。

この度、国会では改正選挙法が参議院本会議で17日に可決成立しました。この年齢切り下げは世界の潮流であり、むしろ遅すぎたぐらいでございます。衆議院選と参議院選のほか、地方自治体の首長や議会の選挙などにも当然適用されます。新たに加わる18歳、19歳の有権者は全国で約240万人、率で約2%になります。

高齢者社会になり、その数ゆえ年寄りに対する優遇政策が優先されてきたきらいがないでもなかったわけですが、日本の将来を支える若者の1票がふえることはとてもいいことだと思います。

この議場にいらっしゃる全ての方々、とっくにもうこの18歳、19歳の年代を通り過ぎていらっしゃることと想像されます。あるいは忘れていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。しかし我々は先輩として彼らの政治に対する学習の場も保証してあげなければなりません。また新しく有権者になる彼らにも真摯に向かい合い、わかりやすく語りかけねばならない責任を負うことになります。私もしっかり心がけてまいりたいと思います。

さて、今回の質問事項に入っていきたいと思います。

質問事項1、水路の維持管理に体制について。先般山野自治会から生活排水路の整備を求める請願が提出されたように、あちこちで排水対策の要望や管理に対する苦情が出ています。

- (1) 河川を除く水路の管理図やその役割分担はどうなっているか。
- (2) 土地改良区の管理できる範囲は地理的にも物理的にも経済的にもどこまで可能とみているか。
- (3) 下流に水田がない箇所は、どの程度の範囲、面積になるのか。
- (4) 用途地域や水田耕作の状況を考えながら、下流側の排水路は土木管理にできないのか。例えば反土、黒川住宅の下流。
- (5) 耕地課管理の区間距離、範囲を示せ。
- (6) 土木課管理の区間距離・範囲を示せ。なお、都市計画区域や面として面積や範囲で示せ。
- (7) 市全域の水路の管理体制を検討しなければならない。用土地域を加味して土木課、耕地課、土地改良区の大まかな役割分担、責任範囲を明瞭にできないか問います。

質問事項2、文化と歴史あるまちづくりと観光。

質問の要旨、市長は最近の新聞記事を見ても、歴史と文化を大事に考えておられることはよくわかります。

- (1) この歴史とはどのような捉え方をされているか。
- (2) 同様に文化とはどのような意味合いで捉えているか。
- (3) 始良市は宮島、松原が中心になりつつあります。残念ながら蒲生、加治木は周辺部になりつつあります。ところが蒲生はカモコレで立派なまちおこしを展開しています。加治木は歴史と文化の町と言われながら、由緒ある造形物が壊れていっております。周辺地域はそれぞれの地域で歴史や町

並みを維持してこそ、持ち味を出せるのではないかと思うがどうでしょうか。

(4) 明治36年建築、110年の歴史ある森山家主屋の寄附を受け、市の観光拠点として整備が進められようとしています。1ポイントだけでなく、また点で観光地、見所を結ぶのではなく、線または面として周辺散策コースとして連携した整備構想はできないものか、どのようになっているか。1例では森山家から旧網掛川護岸おくらん土手、網掛川公園のことで、大口筋、龍門司坂、金山橋までをつなぐなど。

(5) 港町の飲食店街は苦戦しています。港町に企業誘致を図るべきです。一方で、森山家と結び、築堤後100年近い網掛川旧護岸を観光客の休息の場としてなおかつ飲食店街に足を運ぶきっかけとなるようなしきり灯台をつくることを考えたらどうか。

(6) 港町の整備によって、費用対効果はどのくらいあったのか。飲食店への客は以前と比べて増減はあったのか。旧護岸への駐車ができなくなって客が減ったのではないのでしょうか。

(7) 観光おもてなし計画を一口で言うと始良市の観光の目玉は何でしょうか。観光計画の数字目標や宿泊の宿泊客の将来目標は何人と考えていますか。

(8) 九州経済連合会は、九州への観光客を2013年に126万人だった外国人入国者を2023年には440万まで引き上げると6月2日に発表しました。始良市としても国内のみならず、外国人の来訪者に対する備えも考えるべきだと思うがいかがでしょうか。

あとは一般質問者席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

吉村議員のご質問にお答えします。

1 問目の水路の維持管理体制についての1点目のご質問にお答えいたします。

法定外公共物である水路は、地方分権一括法に伴い、国から権限移譲を受けたことにより、市財産となり、また用悪水路は土地改良区や個人などが所有しております。

財産的管理は関係各課が管理し、機能的管理である農業用施設等は土地改良区や水利組合が維持管理しております。

財産的な管理図に相当するものとして、地籍図や地図システムがありますので、法定外公共物、用悪水路等を管理しており、機能的管理図に相当する施設台帳は、土地改良区が管理しております。また、水路用地境界や工事施工承認等の業務を該当する水路の利用及び周辺の利用形態により、都市計画課、土木課、耕地課、林務水産課において協議し、業務を分担させております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本市には10組織の土地改良区があります。各土地改良区の管理できる範囲は、土地改良区定款3条の地区にて小字単位で示してあり、地理的、物理的、経済的にも可能かと考えておりますが、農業用施設が老朽化等により維持管理が厳しい場合など、新規県営事業、団体営事業等の手続や事業費に伴う経済的支援等が必要と考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

下流域に水田が無い箇所は、用途地域内の住居地域、商業地域、準工業地地域等であります。この地域は、毎年開発等により宅地化が進んでおり、正確な面積は把握しておりませんが、図上測定では重富地区が約170ha、松原地区が約110ha、木田・黒川地区が約35haとなっております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

市街地における農地の減少は、以前にも増して加速している状態であることは認識しております。その中の市街地において市が管理する水路で耕作放棄地や土地利用の変更により、農業用水路として利用されなくなった水路の維持管理については土木課で維持管理を行っており、反土、黒川地区においても土砂除去を実施しております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

耕地管理の区間距離については、市内全域において始良都市計画用途地域、森林地域、土木課管理地域、土地改良区や水利組合が管理している地域以外の法定外公共物や用悪水路が耕地課管理となります。管理区間距離の資料は現在のところありません。

6点目のご質問についてお答えいたします。

市が財産管理を行っている用悪水路の筆数は1,197筆で、面積は約27.6ha、法定外公共物水路敷は5,810か所で186.7haとなっており、そのうち都市部においては1,586か所で面積は約35.4haとなっております。

7点目のご質問についてお答えいたします。

法定外公共物及び市が所有者となっている水路の相談窓口は土木課が行っており、関係部署と連携させ業務を遂行しております。

次に、2問目の文化と歴史あるまちづくりと観光についての1点目のご質問にお答えいたします。

一般的に歴史は過去の人間生活に起こった事柄の時間による変化であり、またある観点から秩序づけられた記述と言われております。国や地方にはそれぞれの歴史があり、本市にも豊かな固有の歴史があります。古くから伝わる名所旧跡は本市が誇る歴史遺産であり、貴重な観光資源と考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

文化の定義は常に向上を求める人間の精神生活によって生み出されたものであり、学問や芸術のほか洗練された生活習慣や社会共通の教養も含まれているものと考えております。例えば本市の芸術文化活動は創造的なものと伝統的なものに分かれ、文化会館や公民館、学校でさまざまな展開を見せています。また文化の一部には有形・無形の文化財があり、帖佐人形などの工芸品や龍門司焼などの陶磁器も美術工芸品として文化財に含まれます。本市では、これらの貴重な資料を収集保管し、歴史民俗資料館や郷土館において展示公開しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本市は海岸部から山間部に至る多様な自然に囲まれ、長年の歴史や文化が息づいており、県下一の指定数を誇る文化財や由緒ある街並みなどは貴重な資源であり、今後どのように保護・活用していくかが重要なことであると考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

観光拠点の整理については、加治木地区では龍門滝周辺の遊歩道を初め龍門司坂や金山橋の駐車場整備等を終えておりますが、観光おもてなし計画にもありますように、本年度から森山家主屋の整備計画の策定に着手してまいります。これまでの観光ガイドによるまち歩きを定期的の実施しておりますが、整備が終わりましたら周遊コースの中に組み入れるなど、多くの方々に立ち寄っていただけるような取り組みを進めてまいります。

5点目と6点目のご質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

港町の整備については、平成25年第1回定例会において道路整備や街路灯、防犯カメラ等の設置で

飲食店街を明るくし、集客を図ること、地域住民の安全安心を確保することを目的とした港町飲食店街活性化事業として一般会計予算の議決をいただきました。当該予算の議決に基づきまして、同年5月には地元住民の方々を対象に、事業概要説明会を実施いたしました。説明会においては、網掛通線に関して、毎日利用している石堤の足場が悪い。狭いところがあり、通行に支障がある。歩道等を備えた道路改良を早急に施工してほしいなど、事業の推進を望む声が多くありました。さらに同年5月15日に地元自治会の方々から、早期事業着工を願う事業推進の陳情が市に提出されました。一方同月30日付で、石堤保存を望む方々から、旧堤防跡を残す陳情が市に提出されました。

県におきましては、地域の合意形成がなされていないとの判断から、網掛通線の石堤区間に係る開発の了解が得られず、結局当該路線が途中までとなり石堤部分の整備ができませんでした。その結果、県からの補助金約2,000万円が減額されたものであります。当初の計画どおりに整備ができなかったため、当該路線を生活道路として利用されている方々は大変な不便を強いられており、また通りにある飲食店街は今でも通りが暗く、足元が悪い状態であり、せつかくよくなると期待していたが整備されずに大変残念でならないという声をよく聞いています。

市議会において予算執行の議決を受けていながら、石堤の保存を望む陳情等により県の了解が得られず、計画どおりに整備できなかったことは地域の皆様に大変申し訳なく、また大変遺憾に思っております。石堤の利用については、石堤の上は足場が悪いこと、民家の玄関前であること、車道に面しており安全性に問題があることなど、また何と言っても1番は、生活道路として利用されている地域の方々は、安全性、利便性を最優先に求められており、歩道のついた道路整備を現在でも望まれております。早期に道路整備をしてほしいという声は、地元からの強い要望であります。したがって、そのような場所に観光客の休息の場を設けることは一切考えておりません。費用対効果にあっては、売り上げ面について各店舗の調査自体が困難でありますので、入店者数についての聞き取りになりますが、客数が減ったところやふえたところもあり、さまざまであります。飲食店街中心の浜通線については、計画どおりに整備され、通りが明るくなり、商店街で独自にイベントをされたり、また空き店舗に新しく店が入るなど、その成果が着実に表れているようであります。

一方客数の減少理由としましては、企業等の撤退なども1つの要因ではないかと考えますが、これまで利用していた網掛川沿いの駐車スペースを利用できなくなったため客が減容したという声も聞きます。駐車スペースがなくなったことについての影響については、堂森議員のご質問にお答えしましたように、飲食店街の活性化を進める上で少しでも駐車場を確保する必要があると考え、計画を進めておりましたが、石堤の保存を望む方々の陳情等により網掛通線の石堤部分の道路整備について県の了解が得られず整備ができなかったことで、道路線系が変わり、公安委員会による交差点協議で指摘があり、駐車スペースの確保に至らなかったものであり、このことは飲食店街を利用する客数に少なからず影響しているものと考えます。

7点目のご質問についてお答えいたします。

本市の観光おもてなし計画は、おもてなしの心あふれ、本物が光るまちづくりを基本理念に掲げ、各地域に存在するありのままの素材を磨き上げることで、始良市にしかないもの、始良市の本物を光輝かせることを目標としております。

現在、掛橋坂の整備に取り組んでおる秋に開催される国民文化祭かごしまでは白金坂、龍門司坂、掛橋坂の3つの坂を訪ねる三坂めぐりを実施いたしますが、歴史ある3つの古道の活用が本市の大きなPRになるものと考えているところであります。

観光入り込み客数は、合併時の平成22年は約109万6,800人でしたが、26年は約113万2,400人で、3万5,600人増加しております。また宿泊客数は平成22年は約5万5,000人でしたが、26年は約6万1,000人で6,000人増加しております。観光客数はその年に開催されるイベント内容や気象条件などにより、大きく変化いたしますが、入り込み客数は110万人、宿泊客数は6万人を最低ラインとして、今後も本市の観光PRと交流人口の増加に努めてまいります。

8点目のご質問についてお答えいたします。

現在外国人来訪者への対応については、始良、伊佐地域振興局管内の3市1町で英語版、韓国語版、中国語版の広域ドライブマップを作成しているところであります。

始良市観光パンフレットの外国語版につきましても本年度中に作成する予定であります。近年はアジア圏内、特に中国や台湾からの観光客が増加しており、旅行代理店からは市内で立ち寄れるスポットの問い合わせもありますので、外国人観光客のニーズ等の調査・把握を行いながら受け入れ態勢を整えていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○19番（吉村賢一君） これから順次2回目の質問を行っていきます。

まず、なるだけ冷静にいきたいと思っておりますが、水路の件につきまして。先般宇都自治会から要望が出されておまして、これを引用させていただきますが、もちろんこれに対して何か今回答をほしいということじゃないんですが、現実の状況として今用水路は耕作者が少なくなっていなくなって、完全な排水路になってしまっていると。用水、排水路は、排水路の行政の施策で住居をつくる際に用水路への家庭排水の流入を許可し、汚染水が耕作地へ流入し米や野菜が汚染され、田畑がますます荒廃することを防ぐため、地元で用水路の土砂除去等整備を行っている。用水路は耕地課、排水路は建設課このような縦割り行政では住民も困るので、行政の改善対応をお願いしたいという私意でございますが、これは実に宇都のこの問題だけじゃなくて、あちこちで聞かれる問題でございます。

まず、こういったことを加味して、今町中とかあるいは田んぼを水田を流れる河川以外の水路にはどのような区分がなされてるのか、いわゆる水路の名称です、河川以外にはどういった名称がつけられておりますか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

水路の名称につきましては、法定外公共物水路ですね、それと用悪水路、この水路の2つがございます。

○19番（吉村賢一君） 一般的に今の専門用語でいうとそういうことになるんでしょうけど、一般的に都市下水路あるいは農業用水路あるいは排水路、道路側溝といった呼び方もあるかと思えますけど、市全体を大枠で分担していく、そういった場合、例えば平野の低地部の排水処理については、過去質問されてもりましたように、もういわゆる下にはこちらの回答でもありますが、重富地区が約170ha、松原地区が約110ha、木田・黒川地区が約35ha、これについてはもう開発等により宅地化が進んでおり、水田がないということですが、これは明らかに今この地域においては、土木課の管理の水路になっているのか、あるいは農業用水路として、あるいは土地改良区の管理水路として残っている部分もあるのかどうかお伺いします。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

実際下流域に農地のない分が先ほど申し上げました面積でございますが、土地改良区並びに推理組合の区域ということで、まだ現在入っております。ですので一応基本的には改良区もしくは水利組合等の管理というふうになってるんですが、農地のないということもございますので、個々の形成につきまして、耕地あるいは土木建設関係と協議しながら対応してるところでございます。

以上です。

○19番（吉村賢一君） 非常にこの範囲分けっていうのは難しいというか、土地改良区の水路も当然今この中に排水路として入ってる。そこをどうやっていろんな修理、あるいは問題起こったときに誰が分担するかっていうと、その辺が一般の市民にとっては非常にわかりにくいところがあります。

ですから、大枠、定義していくっていうか、用水路も排水路もこういったところにある場合もあると。しかしおおむね水田がある範囲は用水路、土地改良区が管理してます。それ以外の住宅地は土木課が管理してます。というのはおおむねあると思うんですが、その辺のあるか否かについてもこちらにもよくわからない、調べてみないとわからないっていうところがあります。

1つはちょっと話が飛ぶんですが、この図面が一応ここにあるということで回答あるわけですけど、いわゆる機能的管理図に相当する施設台帳は土地改良区が管理しておりますということですが、この土地改良区にある理事長に聞きましたら、範囲が広すぎてよくわからないと、どうしても確かめていくときは字図を見なきゃわからないんだと。字図を見ても当時というかもう何十年前はたくさんの方が耕作してたんで、それぞれ分担して水路を管理してたと思うんですが、今耕作する方も少なくなつた、あるいは土地改良区の理事の方々も、もうそういう状況が全部はわからないっていうことになってる。そうしたときに、やはりもう図面をきちっと管理しとかなないと、このどこが例えば浸水してる、あるいはどこが水が流れないんだ、あるいはどこが草が生えててどうしようもないんだというのが管理できない状況になってます。ですから、一方的にこれを土地改良区に責任を押しつけるんじゃなくて、全体として今私が言った都市排水路あるいは都市下水路、農業用水路、排水路道路側溝といったものを、ある意味全体として管理図をつくっていく必要があるんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

最初の回答で地籍図またはないし地図システムで現在管理してるということを申し上げましたが、今後水路等の管理網図につきまして、土改連の持っております水土里情報システムや、また現在使っております地図システム等利用いたしまして今後また水路とかその他の水路につきましても管理していく方向で考えられますが、何しろ延長、数量等が膨大でございますので、そこら慎重な検討が必要かというふうに思うところでございます。

以上です。

○19番（吉村賢一君） 多分この水路に関しては水路全体の統合については初めての質問じゃないかなと思います。私も初めてですからどこまでどういうふうに整理をしてもらえばいいのかっていうの

もよくわからないところあるんです。

ただ、やはり道路台帳と同じで水路台帳っていうのもきちっとあって、水路の場合は道路台帳と違って今度は市が市道でも同じですね、そういえば。道路も国道あり県道あり、あるいは農道あり私道ありですから、それを今度水路の中でも水路、土木が負担見る、面倒見る水路、あるいは県が面倒見る水路、そういった分けを出きるような形で台帳作つとかなないと、今非常に実は何回かこの梅雨どき雨が続くもんですから呼び出されました。加音ホールの裏のあたりも呼び出されたりあるいは弥勒の用水路でも呼び出されます。

いわゆる田畑がなくなることによって保水能力が、いわゆる山、山間部とかあるいは平野部もなくなってますから、雨が降れば一挙に出てくる。すると従来の水路の断面ではとても足りないという状況があります。そうすると、当然またそこをどこが問題だつたときに、もう走っていくのも、そういう管理図がないと走ってもいけないんじゃないかと、あるいはじゃあ整備はここここが終わってるよっていうのも、きちっと管理できないんじゃないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

今の議員申されましたとおり、管理をしていく面では必要な資料になるんじゃないだろうかというふうに思っているところでございます。

今申されました加治木地区の弥勒または加音ホールの近くの場所でございますが、あそこの流末、最終的に流れ込みますところは、海岸保全区域内の内堤でございます。貯留地俗にいう潮だまりのところでございます。あそこにつきましては、現在葦や多量の黄土砂等が堆積しておりまして、その分が1つ貯水能力を小さくしてるんじゃないだろうかというように考えております。そこら等の除去とかそういう対策をまた講じていけば、現在のような排水路のオーバーとかそういうのも緩下されるんじゃないだろうかというふうに思うところでございます。

以上です。

○19番（吉村賢一君） ちょっととりとめなくなっちゃったんですが、この水路については、ぜひこれから関係課協議してもらって統一された全体の管理図っていうんですか、水路系統図そういったものをつくるように取り組んでいただきたいな。先ほど言いましたように、土地改良区でもわかってないと言われますと問い合わせようがないっていうか、土地改良区自体も多分もう知っておられる方がどんどんやめられるあるいは亡くなられるということで、わかってないという状況がありますので、ぜひその辺のきちとした管理図の作成をお願いしたいと思います。

続いて次の質問にまいります。

文化と歴史あるまちづくりと観光ということですが、歴史っていうのはこちら書いてあります。それから最近いろいろ市長もこないだ5周年の際にもいろいろ歴史と文化あふれるまちということでいろいろ始良市のことを宣伝してもらったかと思えます。

それから今度例えば、あいらびゅ一号のほうでも6月15日を最新で江夏友賢の話も出ております。この江夏友賢なんかも非常に観光的にもあるいは歴史的にも価値がある人物だと思いますので、また後でちょっと触れたいと思います。

まず、この歴史というのは、この歴史文書で残るものと形として残るものと、私の考えなんですけど二通りあるんじゃないかと。形で残るものっていうのは何かっていうと、日本の場合はなかなか形で

残るものはあんまりない。例えば古墳であるとかあるいは城壁であるとか、木造っていうと非常に法隆寺とかありますけど非常に少ない。残るものは何かというと石の文化っていうかそういったものじゃないかと思います。これはヨーロッパでもそうですし、あるいはこないだちょっとインドネシアに発展途上国の国に足を運びましたけど、そこでも見るべきものっていうのは仏教寺院とかそういったものなんですが、やはり石でできててそれがゆえに何とか残ってて、実際そういうヒンズー教とか仏教とか栄えてたんだっていうのは確認できるわけです。そういった意味で歴史っていうのは、そういう1つの歴史でもいろいろありますが、石文化っていうのは昔から今につながる物語をきちっと語ってくれるものであります。それに田舎、始良市は田舎っていったら今は市ですから都会なのかもしれませんが、歴史っていうのはある意味田舎のほうが比較的開発がおくれて残りやすいっていう状況がありますので、ぜひそういった意味で歴史っていうのは昔のものをまた2度つくるっていうことは難しいわけですから、きちっとその意味を理解して残す、あるいは移設すると考えていく必要があると思います。

それと文化っていうのは、人間集団によってつくられる地理的、歴史的なまとまりででき上がっていくものかと思います。あと先ほど言いました市政5周年で市長は的確な表現をされております。豊かな自然や歴史、文化に恵まれ、地理的優位性と交通の利便性を生かしながら、市民一人ひとりが信頼のきずなを深め、さらに飛躍したいということで5周年の記念式典でお話されております。そのとおりだと思います。

それで次、質問にいきたいと思うんですが、人口動態がここに宮島と松原が中心になりつつあるということでお話しておりますが、蒲生、加治木は周辺部になりつつあると。この合併以来の旧加治木、蒲生、始良の人口変遷はどのように捉えておられますか。人口の変動はどういうふうになってるかお答えください。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 市民生活部の市民課のほうで住基台帳に基づいて受け付けをしておりますので、その傾向について申し上げたいというふうに思います。

まず、それぞれ旧始良、蒲生、加治木という表現で申し上げますけれども、まず旧蒲生町につきましては、平成17年度から27年度約10年間の4月1日現在の住所を見ても、傾向としては皆さんご承知のとおり全体的に人口は減少傾向にある、特に人口年少人口それから生産人口それから高齢者の人口ということで若干申し上げますと、蒲生地区の場合は年少人口ゼロ歳から14歳まで、これは概ね減少ではございますけれども、平成24年度、25年度に若干増加しましてその後減少傾向にございます。それから生産年齢人口これは15歳から60歳ですが、これは減少傾向にございます。それから高齢者65歳以上ですけれども、ここについては高齢化は旧蒲生地区ということで高齢化は進んでいるんですが、高齢者の人口としては横ばいあるいは微減というような、これは4月1日現在ですけども、ほぼ横ばいの状況でございます。全体的には減少傾向にあります。

それから旧加治木町と申し上げますけれども、加治木町の場合、年少人口これは10年間減少傾向、それから生産人口は減少、それから高齢者については当然増加傾向にあるということで全体的には減少傾向にございます。

それから旧始良町につきましては、年少人口につきましては減少傾向にあったんですが、26年度以降上昇しております、増加傾向にございます。それから生産人口については、新聞報道であるように若者の転入地が県内トップということで4月1日現在で見ますと減少傾向にあるんですけども、月を変えますと恐らく増加傾向にあると思いますが、4月1日でございますと生産年齢人口も減少傾向

にございます。それから高齢者については、当然っていいですか増加傾向にはございまして、始良町としましては全体的には増加傾向にあるということで、始良市全体としては人口は今申し上げました3地区の傾向合わせますと、全体的には微増ということで増加傾向にあるということでございます。以上です。

○19番（吉村賢一君） 予想以上に詳しく話していただいてありがとうございます。

今、回答ありましたように始良市は延びてますけど、加治木、蒲生周辺部はやはり減っております。そういう中で歴史と文化を動かしたまちづくりあるいは落ち着いた雰囲気のみちづくりをするよりないのかな、松原、宮島にそういうある意味まちの中心的なものは任しておいて、しかしやはり周辺部は周辺部の落ち着いた歴史あるものを大事にしてやっていくべきじゃないかなと思います。

それで、以前伊藤知事と話をする機会があったんですが、鹿児島県の生き残る道はなんだろうかなという話をする中で、それは農林水産業と観光とその一言で言えないんですけど、そういった見解でしたが市長はこれについてどう思われますか。

○市長（笹山義弘君） 多少の始良市少しそのとおりとにならないかもしれませんが、大まかにはそのようなことだというふうに思います。

○19番（吉村賢一君） 先ほどのこちらの答弁のほうにも書いてありましたが、観光と歴史っていうのは当然島津義弘公だけでもないし3つの坂だけでもないし、私は全体のまちの持つ雰囲気、地味な街角そういったものが歴史を物語っていくんじゃないかなと思います。散歩をする方来訪者にとってほっとさせるそういう風景が出てくる、そういったのが大事じゃないかなというふうに思っております。

そういった中で観光の原点っていうのは何かといった場合、ここにあるものを生かす、いわゆるこのまちでこの土地で生まれたもの、地産地消じゃないんですけど、そういったものを生かして物語をつくっていく、地理的な空間あるいは歴史的な縦軸そのストーリーにのせられて観光客が歩いて行く。それと観光っていうのは具体的に住んでる人にとっては不便なものかもしれません。例えば桜島の降灰とか、そういったありふれた存在逆に訪れる人にとっては非常にめずらしい、他と異質であり異なった文化、経験につながり、集いおもしろい体験をして帰る、やはりそれがよそから来る人の楽しみであり観光のよさであるのじゃないかなと思うのですが、そういうふうなものを生かす、そういったことについては市長いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 始良市もメジャーではないにしてもいろいろと史跡旧跡が多いという中で市になって以降ですが、1つ1つ史跡の整備ということにはしているところです。

したがって、その観光資源として資する史跡かどうかということ、ここにやはり対応してその整備を図っていくということを考えているところであります。

○19番（吉村賢一君） 先ほど同僚議員が質問してその中でいろいろ石堤の話もできました。この答弁の中にいわゆる駐車スペースがないというのが1つ飲食店街にとっては、ちょっと客が少なくなっている要素の1つじゃないかというのがありました。

ただこの駐車スペースがないっていうのは網掛川護岸においては、駐車スペースそのものは元来の計画では違法駐車が多いからここを何とかしてほしいというのが主眼であって、もちろんその中で少しは駐車スペースは残るかもしれないんですが、大方のスペースはもうなくそうとなくしてしまおうということでやってるわけですから、これを今駐車スペースがないというふうなことを言われるとすれば、例えばちょっと本来の趣旨に外れるんじゃないかなと思うんですが、これについていかがですか。

○加治木総合支所長（木上健二君） まず申し上げますのは、この港町活性化事業というのは、地域の皆さんの切実なる思いの込められた事業でございました。当時の商店街といいますと、照明が暗くて通りの道路が未整備、また側溝等が流れがなかなか悪いとそういうことから悪臭がする。そして警察署も移転するという事で地域の皆さんも大変不安がっておりました。何とかしないといけないということで、港町元気プロジェクト検討会が平成24年の6月に立ち上がりました。港町の飲食業組合、地元自治会、商工会、その方を中心に行いました。結果、舗装道路をきれいにしたらどうか、LEDの街灯をつけたらどうかとか、誘導灯、モニュメントまた下水対策もしないといけないと、そういった計画ができ上がりました、地域振興事業が始まったところでございます。

議会の議決をいただきました。その結果浜通りはきれいになりまして、防犯カメラもつき、犯罪抑止力にもなったと思いますし、また悪臭等もなくなりました。非常に通りも明るくなりました。

また国道から網掛通線見ますと、浜通りの入り口までは歩道もでき、安全性の確保もできております。また、街路灯もきれいに明るく通りもきれいになりました。

ところがシズミビルからいち松までは未整備のままでございます。道路も狭いという、これ非常に危険な状況でございます。このことは非常に残念に思っております。

今言われました駐車スペースにつきましては、当初の計画では全部は確保はできませんけども一部は確保すると、商店街も駐車場が駐車スペースというのがなければ、なかなか客数というもの見込めないだろうということから設置を計画をしたものでございますけれど、結果的にはできなかったということでございます。

○19番（吉村賢一君） これについては本来、今回深入りするつもりはないんですが、というのが先ほど来、県のほうで許可が出なかったという形になっておりますから、県を説得する形をどう考えていくかとそちらのほうが重要じゃないかなと思うんです。そうするとやはりそれを残したいという方々がいるということで要望が陳情が上がってたわけです。そうするとそういった方々とのやはり話をする、調整をしていくということが必要なんじゃないかなと思うんです。それを今までやっておられるんですか。

○加治木総合支所長（木上健二君） これは民意を反映した事業でございます。議会の議決をいただいて実施しようとした事業でございます。その後いろいろ石堤を残す活動されたわけでございます。市としましてはこれを完成させるこれが本旨でございました。今からまたそういう考え方ということでは考えておりません。県もそういう方々のみずから下がると思いますか理解があれば県も考えると思いますけれど、今の現状としては市としてそういうことは考えておりません。

○19番（吉村賢一君） 政治っていうのは多様な民意を受けて衝突を最小限に抑えながら合意点をさぐる、そういった作業の繰り返しだと思いますが、それについては市長いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 先ほど来申し上げておりますように、この事業を行政が一方的にするということはないわけでありまして、過程を踏んでやっております。

そういう中で、私は先ほど来申し上げておりますように、この最高議決機関である市議会で可決をいただき、そして執行予算の承認をいただいた。予算というのは議会でございますので、議会がお決めになった、そこに従って私どもは粛々とその事業を整備していくということが民主主義のこれ基本でございますので、そのことをまず私はどのように思われるかということを一般的に感じるところであります。しかしそのいろいろなことについてしっかりと民意を拾って説明もするし、いただくというルールは、きちっと私どもとしては尽くしたということを感じているところであります。

○19番（吉村賢一君） 細かいこと言うつもりはなかったというのは、もう言わざるを得ないな感じもするんですが、そもそも旧護岸については私の確認した範囲、名前を皆さん上げてしまうと問題があるかと思いますが、ここは要望してなかったともともと、それが飲食業組合に幹部の方ですけど、そういった中で先ほど言われたように、溝がやはり流れなくて悪臭を出す、それからやはり暗いというのはもちろんそれは要望しましたと。ですから旧護岸については後でなんか事情があって足したんだろうなっていう、何でだろうねっていうぐらいの話を当初私も確認しておりますんで。ですから民意っていうのはどこまでが民意だったのか、あるいはそういった文化財でないとしてもそれなりの昔ここは価値があったと、つまり江夏友賢の話先ほどしました。江夏友賢が来た時代には明と取引をしてたわけです。明といわゆる島津家取引をしていたわけです。その歴史の中でその同様の時代に、今度は浜武銭ですか加治木銭っていうのができてきて、それは明との取引の中でその銭を模倣して加治木でつくるようになった。なぜ加治木でつくるようになったかということ、加治木でそういう明やあるいは国内交易を非常に盛んにやってた。だから場所的にたまたま加治木につくったよかったということで、酒造所もつくられた。そういうふうに歴史はつながってる中であの場所にその護岸があった。その護岸が少しでも残ってることで、あ実感できるわけです。ただしあの護岸はもちろんその当時のままの護岸じゃないんですけど、場所的には網掛川河口ということであの場所に存在したわけです。

つまり島津義弘公の時代には対岸のほうにありましたけど。似たようなのが対岸にあった。それでやはりそこを左右を護岸というか港が行き来してたという過程があるわけですから、そうするとやはりそれを少し、あの形で残せるというのもありますし、あるいは何らかのその妥協案も出てくるんじゃないかとか、あるいはそれをうまく生かして、まちのまちおこしに使えないかというのは考えられないかなと思ってるわけなんです。

先ほど来から言ってますように、江夏友賢っていうのは非常に優秀な易学者だったわけで、これももう先ほど言いました笹山市長書いておるんで、釈迦に説法でございますから何にも言うことございません。その時代とこのやはり網掛川の河口というのはつながっていくわけです。そういったことでぜひそういう見方もあるんだなっていうことで再検討する余地を持っていただきたい。最初冷静にお話をしたいというのはそういうことでございます。

やはり物事っていうのは、いいものがあればちょっとそれも取り入れていこうかと、あるいは時間をおいてみて考えてみようかということはある人も人生よくあることだと思います。

それで私もう1人こういう護岸を残そうやていう方から文章をいただいています。読み上げさせていただきます。

例の石堤に関して言えば構造物としては単なる物体にすぎません。しかし石堤がなぜつくられたか、どのようにつくられたかという問いの向こうに、先達たちの生きざまが推察されることは自明のことでございます。

ふるさとをどのようにして繁栄させたらいいのか、どのような方法でそれを達成したらいいのか。そこから派生するさまざまなプランは多岐に及ぶことは想像を超える話でございます。つまり先達の並々ならぬ苦労、つまりはあそこに港湾として米を積む船が着いてたわけです。そういったのが何隻も何隻もあった、桜島大根積んだ船もやってきた。そういったことを考えると非常に苦労して荷役の方も歩いた歴史の場所であります。歴史資産としてそれを言うんではないかと、私たちは石堤づくりにかかわった多くの先達の熱い思いに触れることで、ふるさとへのさらなる愛着を深めることができるのであります。

そしてその思いは、同時に現在の始良市の課題を自覚し、そのビジョンを達成するための苦労や工夫に対して、大いなるエールとして受けとめることができるのはあるまいかと。歴史に学んで現代に生かし、さらに未来を展望する、歴史の価値とはそんなことではあるまいか。したがって歴史の根拠を消し去る行為は我が身を滅ぼすことと言っても過言ではあるまいという文書を預かっておりましたので、発表させてもらいました。

残り2分ということでございます。1つだけこの最後の観光おもてなし計画、海外の観光客なんです、今蒲生のほうでは韓国の方との交流が非常に盛んにやられてると思います。市内に今英語の看板とかあるいは韓国の看板そういったものはつくっておられる実績ありますか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

看板という部分ではちょっと確認しておりません。今答弁書にありますように、いわゆるパンフレットという形ではことし市のパンフレットも取り組みまして、今度整備していくということでございます。

○19番（吉村賢一君） わかりました。

以上終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで吉村賢一議員に一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって本日の会議はこれをもって延会いたします。

なお、次の会議は6月22日午前9時から開きます。

（午後3時17分延会）